

## 滋賀県教育振興基本計画 構成（案）

## はじめに：滋賀県教育振興計画の策定について

- 1 策定の経緯
- 2 性格と役割
- 3 計画期間
- 4 本計画で取り扱う「教育」の範囲

## 第 1 章：教育をめぐる現状

- |  |   |
|--|---|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 学力・学習状況</li> <li>(2) 生徒指導上の諸問題</li> <li>(3) 子どもの健康と体力</li> <li>(4) 特別支援教育</li> <li>(5) 人権教育</li> <li>(6) 施設・通学路の安全</li> </ol> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>2 地域・家庭           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域における子どもの生活</li> <li>(2) 生活習慣・食生活等</li> <li>(3) 生涯学習社会</li> <li>(4) スポーツ振興</li> <li>(5) 少年非行の状況</li> </ol> </li> <li>3 社会           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報化の進展とその影響</li> <li>(2) 国際化と子どもたち</li> <li>(3) 青少年の就労</li> <li>(4) 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行</li> <li>(5) 地方自治体を取り巻く現状</li> </ol> </li> </ol> |
|--|---|

## 第 2 章：今後 10 年間に目指す滋賀の教育の姿

- 【滋賀が目指す社会のあり方・基本理念】 自律 共生
- 【滋賀が目指す人間像】 ( )
- 【教育の基本目標】 未来を拓く心豊かでたくましい人づくり  
～ みんなで支えあい自らを高める教育の推進～
- (1) 子どもたちの「生きる力」を育む
  - (2) 社会全体で子どもの育ちを支える
  - (3) 生涯学習社会づくり

## 第 3 章：今後 5 年間に取り組むべき施策と目標

- |   |  |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>1 子どもたちの「生きる力」を育む           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす</li> <li>(2) 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む</li> <li>(3) 豊かな人間性と社会性を育む</li> <li>(4) 自然と共生する力を育む</li> <li>(5) 信頼される学校をつくる</li> <li>(6) 教育力を高める</li> </ol> </li> </ol> | <ol style="list-style-type: none"> <li>2 社会全体で子どもの育ちを支える</li> <li>3 生涯学習社会づくり</li> </ol> |
|---|--|

## 第 4 章 計画推進のために必要な事項

- 1 学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力
- 2 教育行政組織の効率化・事務の簡素化
- 3 点検評価・進行管理・計画の見直し

# 滋賀県教育振興基本計画

## 滋賀が目指す社会のあり方・基本理念

**自律** 人々が社会や次世代への影響を念頭に置きながら、自ら高い規範を持ち主体的に行動する社会

**共生** 世代や文化の違いを超えて多様な価値観を認め合い、自然と調和しながら支えあって共に生きていく社会

## 滋賀が目指す人間像

## 基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり  
～みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

子どもたちの  
「生きる力」を育む

社会全体で  
子どもの育ちを支える

生涯学習社会づくり

## 今後5年間に取り組むべき施策と目標

### 子どもたちの「生きる力」を育む

#### 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす

- 1 確かな学力を育む
- 2 個性を伸ばし社会での自立をめざす
- 3 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進
- 4 教育課程の工夫と特色ある学校づくり

#### 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む

- 1 幼児教育の充実
- 2 課題解決的な学習や探究活動の充実
- 3 情報活用能力・モラルの育成
- 4 国際教育の推進
- 5 外国人児童生徒への学習支援

#### 豊かな人間性と社会性を育む

- 1 豊かな心の育成
- 2 豊かな人間関係の育成
- 3 勤労観の形成と職業能力の向上
- 4 人権教育の推進
- 5 体力向上と健康の保持増進
- 6 食育・健康教育の推進

#### 自然と共生する力を育む

- 1 実践型環境学習の推進

#### 信頼される学校をつくる

- 1 地域に根ざし、開かれた学校をつくる
- 2 安全・安心な学校をつくる
- 3 学校・通学路の安全確保
- 4 安全教育の充実
- 5 就学支援の充実
- 6 私立学校への支援の充実

#### 教育力を高める

- 1 教師の実践力の向上
- 2 人事評価制度の導入
- 3 優秀な人材の確保
- 4 教職員の適正な配置
- 5 教職員の健康管理

### 社会全体で子どもの育ちを支える

- 1 子どもを安心して育てることのできる環境づくり
- 2 子どもが健やかに育つ環境づくり
- 3 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり
- 4 子ども読書活動の推進
- 5 子どもの体験活動の推進

### 生涯学習社会づくり

- 1 学習環境の整備と活動支援
- 2 社会の課題についての県民意識の醸成
- 3 地域共生のしくみづくり
- 4 健康づくりと生涯スポーツの振興
- 5 高等教育機関の充実と活用
- 6 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実

## 計画推進のため必要な事項

学校、家庭および地域住民等の相互の連携協力

教育行政組織の効率化・事務の簡素化

点検評価、進行管理、計画の見直し

## はじめに 滋賀県教育振興基本計画の策定について

### 1. 策定の経緯

昭和22年に制定された前教育基本法のもと、戦後、日本の教育水準は飛躍的に向上し、社会経済の発展を支え、安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果をあげてきました。

本県におきましても、この間、高校・大学等への進学希望にこたえるため、県立高校等の整備をはじめ、県立大学の設置、私立大学の誘致を進めるとともに、滋賀らしい教育環境の充実に努めてきたところであり、特にびわ湖フローティングスクール「湖の子」に象徴されます実践型の環境学習や、特別支援教育での先進的な取組などは、全国的にも高い評価を得てまいりました。

しかしながら、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、核家族化、地域における人間関係の希薄化など、社会の状況は大きく変化しています。これまで家庭や地域におのずと備わっていた教育力が低下してきていると言われており、物質的な豊かさが、逆に、子どもたちから目的意識を持って物事に取り組む意欲を減退させているとの指摘もあります。いじめや不登校などの問題が深刻化するとともに、子どもが巻き込まれる事件や事故の多発が暗い影を落としています。加えて、外国人の子どもたちの教育環境についても課題があります。

これらの今日的な教育課題に対応するため、平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法の全部が改正され、教育の目的および理念ならびに教育の実施に関する基本が定められました。これまでの教育基本法の普遍的な理念は継承し、個人の価値を尊重しつつ、新たに道徳心、自律心、公共の精神など、まさに今求められている教育の理念について、規定されています。

そして、これらの理念を具体化するものとして、同法第17条において、教育の振興に関する施策についての基本的な方針や講ずべき施策等を織り込んだ基本的な計画、いわゆる「教育振興基本計画」を政府が定めることとされ、地方公共団体においても、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならないこととされました。

本県においては、これまで「滋賀県基本構想」など行政全般にかかる基本的な計画のもと、「学校教育の指針」「滋賀の生涯学習社会づくり基本構想」「滋賀県生涯スポーツ振興計画」など各分野ごとの構想・計画等に従って、教育行政をすすめてきましたが、教育基本法の改正を受け、新しい時代に向けた本県教育行政の取組を、県民に明らかにしていく必要があることから、このたび初めて教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画である「滋賀県教育振興基本計画」を策定することとしました。

この計画を基に、子どもたちの「生きる力」をはぐくみ、一人ひとりが能力を最大限に発揮して、幸せや豊かさを実感しながら、明日の滋賀を担う自立した社会人として成長できると、そして、生涯にわたって主体的に学び、学びの成果を自らの生活や仕事に生かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築いていく生涯学習社会の実現を目指して、具体的な取組を進めてまいります。

## 2．計画の性格

「滋賀県教育振興基本計画」は、次のような性格を有しています。

教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」

教育基本法第17条第1項に基づいて定められた政府の「教育振興基本計画」を参酌して定められた計画

滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する中期的な計画

滋賀県長期構想の推進に関する規程第2条第1項に基づいて策定された「滋賀県基本構想（計画期間：平成19年度～22年度）」の下位計画

滋賀県が策定する他の構想・計画・指針等で、教育分野にかかわるものと整合した計画

## 3．計画期間

平成21年度から25年度までの5年間

## 4．計画で取り扱う「教育」の範囲

教育を受ける場所にかかわらず、家庭教育、学校教育および社会教育を含みます。

教育を受ける時期にかかわらず、乳幼児期、少年期、青年期、成人期、高齢期いずれの時期の教育も含みます。

教育委員会の職務権限が及ぶ分野に限らず、知事部局または警察本部が所管する分野・施策を含め、滋賀県における教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築することとします。

## 5．計画の構成

（別紙 構成案 参照）

# 第1章 教育をめぐる状況

## 1. 学校

### 1 学力・学習状況

経済協力開発機構（OECD）の学習到達度調査（PIISA）国際比較順位の低下、平成14年の改訂学習指導要領による授業時数削減および完全学校週5日制の実施なども相まって、全国的に子どもの学力について不安がひろがる。

滋賀県の状況は、「平成19年度全国学力・学習状況調査<sup>\*1</sup>」の教科に関する調査の結果によると、相当数の児童生徒が概ね学習内容を理解していると考えられる。

ただし、主として「活用」に関する問題については平均正答率が低く、知識・技能を活用する力に課題があることが読み取れる。

参考図表 「平成19年度全国学力・学習状況調査」教科ごとの平均正答数

### 2 生徒指導上の諸問題

全国と比較して、学校で楽しみにしている活動があると答える中学生の割合は高いものの、様々な悩みやストレスを抱える子どもが増加し、いじめや不登校が大きな問題になっている。

様々な悩みやストレスを抱える子どもが増加し、いじめや不登校が大きな問題になっている。

子どもが巻き込まれる犯罪が多発し、子どもの安心、安全をどのように確保していくかが課題である。

滋賀県の小学校、中学校の不登校児童生徒在籍率は、平成14年度をピークに減少傾向にあったが、平成18年度を境に全国同様増加傾向に転じ、児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は14.2人（小学校 5.5人、中学校32.3人）と、全国で7番目に多い。（平成19年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査）

参考図表 「小・中学校・高校不登校児童生徒と在籍率の変化」

### 3 子どもの健康と体力

子どもたちの体格は、およそ25年前の昭和56年頃に比べるとよくなっているものの、体力値は、当時に比べると全体的に低位な状況にある。この背景には、生活の利便性等の生活環境が変化したことにより、体を動かす機会が減少したことや、睡眠や食生活等の生活習慣の

\*1 全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に平成19年度から実施。教科に関する調査(国語、算数・数学)のほか、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査を実施し、学力とその相関関係等を分析している。

乱れといった要因が考えられる。

また、ストレスによる心身の不調などメンタルヘルスに関する課題や、アレルギー疾患を抱える子どもの増加への対応が求められている。

参考図表 「学校保健統計調査」「児童生徒の体力・運動能力調査」

#### 4 特別支援教育

県内には、15校(県立14校、国立1校)の特別支援学校が設置されており、視覚障害、聴覚障害、病弱、知的障害、肢体不自由者に対する教育を行っている。

平成19年5月現在、幼稚部25人、小学部509人、中学部372人、高等部624人、合計1,530人の子どもたちが特別支援学校に在籍している。

障害が比較的軽度な子どものために、小・中学校に特別支援学級が設置されている。

近年、特別支援学校に通う子どもの数は増えており、特に知的障害のある幼児児童生徒の数が、平成5年の356人から平成19年は995人と急増している。

LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥/多動性障害)や高機能自閉症といった、従来の特殊教育で対象とされなかった発達障害のある子どもへの適切な支援が求められている。

参考図表 特別支援学校の幼児児童生徒数の推移

#### 5 人権教育

人権が尊重される社会を実現するために必要な取組として、「学校等における人権教育の充実」を求める声が高い。(平成19年3月「人権に関する県民意識調査」)

県内の小中学生の自尊感情や自己肯定感は、全国平均よりやや低いという調査結果が出ている。(平成19年度「全国学力・学習状況調査」)

#### 6 施設・通学路の安全

県内小中学校の耐震化率は、平成19年度末時点で74.9%。全国平均の62.3%を上回るものの、大規模な地震により倒壊等の危険性が高いとされる建物が、今なお21市町で105棟残されている。

県立高校の耐震化率は、平成19年度末時点で60.7%。20年度末をもって、26校が耐震化に未着手である。

不審者による犯罪防止、安全確保のため、平成19年度時点で27,140人のスクールガードが登録・活動するなど、地域ぐるみで子どもの安全を見守る体制づくりに取り組んでいる。

## 2. 地域・家庭

### 1 地域における子どもの姿

子どもを取り巻く環境の変化の中で、時間・空間・仲間が減少し、スポーツや外遊びが減少したのに対して、家の中でのテレビゲームなどの一人遊びや、塾・稽古ごとの占める時間の割合が増加したことが指摘されている。

今住んでいる地域の行事に参加していると回答した滋賀の小学生は、44.9%（全国33.2%）。どちらかといえばあてはまると答えた子どもを含めると73.3%（全国62.0%）に達し、滋賀の子どもたちは、地域行事に活発に参加している。地域の清掃活動への参加率も高い。

参考図表 今住んでいる地域の行事に参加したと回答した児童生徒の割合（平成19年度全国学力学習状況調査）

### 2 生活習慣・食生活等

近年、社会環境や生活様式の変化に伴う食生活に対する考え方の多様化に等により、子どもたちの朝食の欠食、偏食、肥満傾向、生活習慣病や家族だんらんでの食事時間の減少など、食に関する様々な健康に関する問題が危惧されている。

滋賀県では、午後10時以降に寝る小学生の割合が、平成12年の44.1%から、平成17年の48.2%と増えている。逆に起きる時間は早くなっている。

朝食を食べることや就寝時刻、テレビやビデオを見る時間など生活習慣についての回答から、基本的な生活習慣が身につけている子どもほど、学力調査の正答率が高いという傾向が読み取れた。

参考図表 「児童生徒の食事調査 平成17年度調査」小学生の起きる時間と寝る時間の変化

参考図表 「平成19年度全国学力・学習状況調査」

### 3 生涯学習社会

人びとの多様化、高度化する学習意欲に対応するだけでなく、子育て支援、地域の教育力の向上、青少年の健全育成、健康づくり、人権問題、環境問題、国際化、安全なまちづくりおよび高度情報化等の社会的課題について、自主的な取組を推進するものとなっている。

市町の図書館整備が進み、県民一人あたりの年間図書貸出冊数は、平成13年から全国最多を維持している。

### 4 スポーツ振興

成人のスポーツ実施率（週に1回以上運動を行う者の割合）は、本県では、平成12年度21.8%（全国37.2%）が、平成17年度39.8%（全国平成18年度44.4%）に大きく上昇してきたも

の、まだ全国平均値を下回っている。

住民の多様なニーズにこたえ、スポーツ活動の機会の充実を図るための環境整備として、総合型地域スポーツクラブを26市町にそれぞれに1つ以上設立し、育成することを目指しているが、現在設置されているのは10市4町である。

スポーツを行う目的が、「競う」・「勝つ」だけでなく、「体力づくり」、「楽しみ」、「交流」など心身の健康を意識したものとなってきている。

## 5 少年非行の状況

非行少年の検挙・補導数は、戦後間もない時期に第1のピーク、昭和40年前後に第2のピーク、そして昭和57年あたりに第3のピーク、平成8年からは上昇に転じ高原状態で推移している。

平成18年中に、県内で検挙・補導した非行少年等の数は13,340人で、前年より1,499人減少。14～19歳の刑法犯である犯罪少年は121人減少し980人、14歳未満の刑法犯である触法少年は9人減少し263人、そしてシンナー、覚せい剤乱用少年を含む特別法犯少年は23人減少し37人。く犯<sup>2</sup>・不良行為少年<sup>3</sup>は12,060人の補導であった。

## 3 . 社会

### 1 情報化の進展とその影響

パソコンや携帯電話が急速に普及し、インターネットの匿名性を悪用した人権侵害（ネットいじめ）や出会い系サイトに関する犯罪が新たな社会問題になっている。

「平成19年度携帯電話に関する調査」によると、ネットいじめの問題や、出会い系サイト、チェーンメール、ワンクリック詐欺など、子どもたちが様々な問題に巻き込まれている実態が明らかになった。

参考図表 「平成19年度携帯電話に関する調査」（滋賀県教育委員会、滋賀県PTA連絡協議会、滋賀県公立高等学校PTA連合会） 携帯電話の所持率、ネットいじめをした経験、チェーンメールの経験、ワンクリック詐欺の経験、フィルタリングサービスの認知度

### 2 国際化と子どもたち

滋賀県では、南米国籍の日系人を中心に、ブラジルやペルー等から就労を目的として来日する外国人が近年急増している。

\*2く犯少年 20歳未満の少年で、その性格、行状から判断して、将来罪を犯し、または刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者

\*3不良行為少年 20歳未満の少年で、罰則の適用はないが、喫煙等、少年の健全育成上やめさせるべき行為をしており、そのまま放置すると非行にすすむ危険性のある者

平成19年9月現在、小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒は860人であった。

小中学校で全児童生徒数に占める在籍率は、0.61%（平成18年9月現在。平成19年9月調査では0.67%に上昇）で静岡県、三重県、愛知県に次いで、全国で4番目の高率であった。特に来日直後の子どもは、地域や学校生活になじみにくい状況がある。

学齢期でありながら就学していない子どもも31人確認した（平成19年9月）。理由は、経済的なことであったり、保護者が日本語を理解していないため就学についての情報が不足していたり、家庭での弟妹の世話をするためなど様々である。

参考図表 日本語指導が必要な外国人児童生徒数の推移（小学校・中学校）

### 3 青少年の就労

非正規雇用の割合が、長期的に上昇している（昭和59年 15.3% 平成18年 33.2%）。

若年層の高い失業率、離職率、さらにはフリーター<sup>4</sup>、ニート<sup>5</sup>などの自立に関することが社会的な課題となっており、若い世代の就労支援や自己の確立が求められる。

ニートは10年間で1.5倍（平成6年 42万人 平成18年 62万人）（全国）に、フリーターは20年間で4倍弱（昭和57年 50万人 平成18年 187万人）（全国）に増加した。

参考図表 雇用形態別雇用者数の推移（総務省統計局「労働力調査特別調査」）

参考図表 フリーター・ニート数及び完全失業率の推移（厚生労働省「労働経済の分析」、総務省「労働力調査」）

### 4 人口減少社会の到来と少子高齢化の進行

滋賀県の人口は、これまで右肩上がりが増加してきたが、平成27年(2015年)頃をピークに減少に転じると予想されている。

15歳未満の年少人口は、既に年々減少傾向にあり、平成17年(2005年)の21.3万人から、平成47年(2035年)には、14.7万人になると予想される。

65歳以上の老年人口は年々増加しており、平成17年(2005年)の24.9万人から、平成47年(2035年)には、40.1万人になると予想される。

参考図表 滋賀県人口の推移（年齢区分別）（国勢調査・日本の将来統計人口・日本の都道府県別将来推計人口）

\*4フリーター 年齢15歳～34歳、卒業生であり、女性については未婚の者。さらに現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」、「パート」である雇用者で、現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者(厚生労働省)

\*5ニート 非労働力人口のうち、年齢15歳～34歳、通学・家事もしていない者(厚生労働省)

## 5 地方自治体を取りまく状況

住民ニーズの多様化・高度化や行政需要の増大に対し、地域の実情に即してよりの確に対応することを目的に地方分権改革が進められてきている。

国の三位一体さんみいつたいの改革などにより、地方交付税が大幅に削減された。（平成15年度と19年度を比較すると、680億円の減少）

最近では、道州制の導入などさらなる地方分権が議論されており、国、県、市町それぞれの役割を明確にすることが求められている。

## 第2章 今後10年間に目指す滋賀の教育の姿

### 滋賀が目指す社会の基本理念

#### 自律

人びとが、社会や次世代への影響を念頭に置きながら、自ら高い規範を持ち主体的に行動すること。

#### 共生

人びとが、世代や性別、障害の有無や国籍、文化の違いなどにかかわらず、多様な価値観を認め合いながら、それぞれの役割に応じて力を発揮し、支えあうとともに、自然とも調和しながら生きていくこと

#### 暮らしの将来の姿（滋賀県基本構想）

- |          |                      |
|----------|----------------------|
| 「健康」     | いくつになっても活動的でいられる社会   |
| 「働く」     | 仕事と家庭や地域生活を両立できる社会   |
| 「住む」     | 歩いて暮らせる安全で快適な社会      |
| 「学ぶ・育てる」 | 人間性や生きる力を育む社会        |
| 「楽しむ」    | 伝統・文化や自然、地域に親しめる社会   |
| 「つながる」   | 交流を深め、支え合う、つながりのある社会 |

#### 地域の将来の姿（滋賀県基本構想）

環境との共生を図りながら地域特性を活かした産業が展開する資源循環型の地域社会で、自然災害に強く、安心して暮らせる社会

### 滋賀がめざす人間像

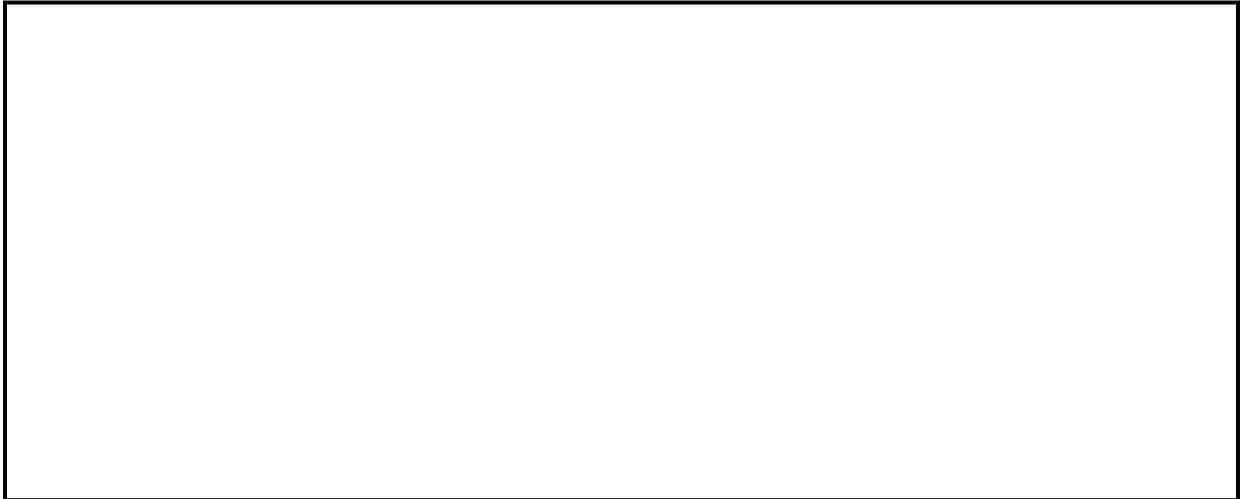
#### 「自律」と「共生」の社会に生きる人

滋賀県には、びわ湖のほとりに住み着いた私たちの遠い祖先が、びわ湖やそれを取りまく自然と共生するための生活、生業の知恵を生み出した歴史があります。さらに、外の世界に目を向け、人と人とのつながりを大切にしながら市場を開拓した近江の先人の足跡があります。

古くから進取の気質とともに公の心を備え、人や自然との調和を尊んできた滋賀の人びとが育み、拠り所としてきた「近江（淡海）の心」を大切にしながら、現代を生きる私たちは、こ

うした先人の足跡と精神を受け継ぎ、大切に守り育て、未来につないでいかななくてはなりません。

そして、この「近江（淡海）の心」を受け継いで、自らに誇りを持ち、変革の時代にあってもたくましく人生を切り開く力を備えながら、国際社会の一員として活躍できる人を育成していくことを目指します。



## 基本目標

未来を拓く心豊かでたくましい人づくり

～ みんなで支えあい自らを高める教育の推進～

### (1) 子どもたちの「生きる力」を育む

幼児期から義務教育終了までの教育を通じて、基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、すべての子どもが、自立して社会で生き、個人として豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てます。

また、義務教育終了後においては、多様化する生徒の実情を踏まえつつ、将来の進路や職業とのかかわりに関する教育を重視し、社会に貢献できる人材として必要な資質・技能を育成します。

「生きる力」 = 知・徳・体のバランスのとれた力

「知」（確かな学力）基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力

「徳」（豊かな心）自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性

「体」（健やかな体）たくましく生きるための健康や体力

「生きる力」を育む視点

「個としての人間形成」

自己理解・自己責任      健康増進      意思決定      将来設計

「他者との関係における人間形成」

協調性・責任感      感性・表現      人間関係形成

「社会の中での人間形成」

責任・権利・勤労      社会・文化理解      言語・情報活用  
知識・技術活用      課題発見・解決

「自然の中での人間形成」

生命尊重      自然・環境理解

### 【策定委員会第1回会議での議論】

「生きる力」とは

- ・人間力、社会力、文化力を高めていくことが、社会規範を確立することにつながる。
- ・人間形成への意図的な営み(=教育)を、「個としての人間形成」、「他者との関係における人間形成」、「社会の中での人間形成」とに仕分け
- ・つらくても最後までやり遂げようと頑張る力
- ・学ぶ「意欲」
- ・「自主」と「協同」
- ・主体性
- ・課題発見力
- ・作って食べること + しゃべる力 + 判断する力
- ・寝ること
- ・技術能力を常に自分で更新できる力
- ・自己肯定感
- ・コミュニケーション力
- ・「話す 聞く」能力

「生きる力」を育むために必要なこと

- ・いかに必然性を感じさせるか
- ・地域や家庭の生活の中で培う力が、学力にも結びつく。
- ・見るだけでなく、自然に触れ、体に刻み込まれるような体験することが大切。
- ・保護者の意識改革
- ・職場体験(キャリア教育)は有意義
- ・日本語教育の大切さ
- ・学校、地域、家庭、企業の4者の相互連携
- ・教員の資質向上(体験、体力、精神的な力)

## (2) 社会全体で子どもの育ちを支える

「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりを進めます。

社会の教育力を向上するための視点

県民運動で取り組む

また、県民がこぞって滋賀の教育について考え、家庭・学校・地域・企業が一体となって子どもの育ちを支える気運を高めるため、あらゆる主体の教育への参加・参画を進めます。

企業の力を活かす

企業内で子育てについて学ぶ機会を設けたり、従業員が学校行事に参加しやすい企業内制度を作るなど、家庭教育の向上や子育て支援に向けた職場づくりに自主的に取

り組む企業と協定を締結します。また、職場体験や出前授業などで企業の専門性を教育に活用するよう呼びかけ、連携を進めます。

### (3) 生涯学習社会づくり

県民一人ひとりが、生涯をとおして主体的に学び、この学びの成果を自らの生活や仕事に生かすことによって、心豊かで生き生きと自立した人生を築くとともに、国際的な視野を持って、地域において互いに連携しながら様々な課題の解決を図っていく「生涯学習社会づくり」を目指します。

#### 生涯をとおした「学び」の視点

##### 自立する「学び」

県民一人ひとりが、自ら課題に気づき、学び、考え、主体的に「学び」に取り組む活かし役立つ「学び」

学んだ成果を、日々の暮らしや地域で活かして、自ら成果を確かめ、高める。また、周りの人々の「学び」にも良い影響を与える。

##### 支えあう「学び」

県民、地域、民間団体・NPO、学校・大学等、企業・事業者、社会教育施設等および行政といった各主体が、それぞれの役割と責任を果たしつつ、地域の特色や資源も有効に活用しながら、互いに連携し、「学び」を支えあう。

## 第3章 今後5年間に取り組むべき施策と目標

### 1. 子どもたちの「生きる力」を育む

#### 1 基礎・基本の徹底を図り、個性を伸ばす

子どもたちが身につけるべき基礎的・基本的な内容を具体化し、年間指導計画に位置づけるとともに、確実に習得できるよう学びの習慣を身につけ、習熟度別学習や補足的・発展的な学習など、一人ひとりの能力や特性等に応じた指導の工夫改善に努め、自ら学び、主体的に考え、問題や課題を解決し、自己実現を図る能力や態度を養います。

##### (1) 確かな学力を育む

各教科における基礎的な知識技能を習得しつつ、思考力、判断力、表現力を育成するため、各学校が指導方法等の工夫改善に努め、それを教員が共有するとともに、教育実践の充実を図るなど、きめ細かな指導を行います。

##### (2) 個性を伸ばし社会での自立をめざす

子どもたちの学習に対する興味・関心や、意欲を引き出し、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすよう努めます。

また、全ての中学2年生が参加する「中学生の5日間職場体験」をはじめ、インターンシップや職業体験等の体験を重視したキャリア教育の推進により、生徒の望ましい勤労観・職業観の確立を図り、自らの役割を責任を持って果たし、社会で活躍できる人材を育成します。

##### (3) 一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導および必要な支援を行います。

また、必要とされる学校へ特別支援巡回チームを派遣するなどして、発達障害のある児童生徒に対する指導力の向上を目指します。

##### (4) 教育課程の工夫と特色ある学校づくり

すべての高等学校で、特色ある学校づくりを進め、一人ひとりの個性や能力を最大限に伸ばすため多様にニーズに対応するきめ細かな教育に努めます。

## 2 自ら学び、自ら考え、行動する力を育む

自ら学ぶ意欲や主体的に学ぶ力を身につけるとともに、自らの力で論理的に考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力、問題を発見し解決する能力を育成し、社会の変化に主体的に対応し行動できる力を養います。

### (1) 幼児教育の充実

幼児が様々な事象に関心を持ち、豊かな心情や思考力の芽生えが養われるよう、幼稚園・保育所をはじめ、適切な環境づくりに努め、体験内容の充実を図ります。

### (2) 課題解決的な学習や探究活動の充実

横断的・総合的な学習、探究的な活動を展開することで、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成します。

### (3) 情報活用能力・モラルの育成

コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを活用して、情報を的確に読み取る力を高めるとともに、適切な利用ができるよう、情報モラルの育成に努めます。

### (4) 国際教育の推進

国際化が進む中、外国の文化に触れる機会を充実し、異文化を持つ人々と共生する力、自ら発信し行動する力を育むことにより、国際社会において地球的視野に立って、主体的に行動できる人材を育成します。

### (5) 外国人児童生徒への学習支援

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対応するため、必要な学校に教員の加配や非常勤講師の派遣を行います。また、外国人児童生徒の母語を理解するサポーターを派遣し、こうした児童生徒に対する学習の支援等の対応の充実を図ります。

### 3 豊かな人間性と社会性を育む

自らを律しつつ、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むとともに、たくましく生きるための健康・安全指導や体力づくりを進めます。

#### (1) 豊かな心の育成

道徳教育を推進するとともに、発達段階に応じた様々な体験の積み重ねや繰り返し継続した活動を通じて、社会生活のルールや社会性を身につけるとともに、相手の身になって考えたり、人を思いやる心などの豊かな心の育成を図ります。

#### (2) 豊かな人間関係の育成

子どもたちだけでなく、保護者も含めたきめ細かな対応に努め、どの子どもも安心感を持ち、自己存在感が感じられる学校づくりを行うとともに、不登校をはじめ様々な学校不適応に苦しむ子どもたちにしっかり寄り添いながら、コミュニケーション能力を高めるなどして、豊かな人間関係の育成を図ります。

#### (3) 勤労観の形成と職業能力の向上

若年者を対象に、勤労観や職業観の育成および職業能力の向上に関する取組を推進します。

#### (4) 人権教育の推進

子どもたちの人権感覚を育成するために、子どもの人権が大切にされる環境をつくるとともに、安心して学習したり、将来の夢を持ちその実現に向けて希望が持てるように、保幼小中高・関係機関等との連携を図る中で、自分の人権を守り他の人の人権を守るための実践的な行動化を図ります。

#### (5) 体力向上と健康の保持増進

心身の健全な発達を促すとともに、学校体育の充実を図り、生涯にわたって運動やスポーツに親しむ能力や体力、運動能力の向上、健康の保持増進の基礎を培います。

#### (6) 食育・健康教育の推進

食を通して健やかな心身と豊かな人間性を育むことを目的とした食育は、知育、徳育および体育の基礎となるべきものととらえ、学校教育全体で積極的な推進を図ります。

また、メンタルヘルスに関する課題やアレルギー疾患を抱える子どもの増加、喫煙、薬物乱用、性に関する諸問題等の課題解決のため、健康教育の充実を図ります。

## 4 自然と共生する力を育む

「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」など滋賀らしい環境教育の取組により、子どもたちが滋賀県の琵琶湖、里山、森林などに触れ、自然と共生する力を養います。

### (1) 実践型環境教育の推進

「総合的な学習の時間」をはじめ学校のカリキュラムの中に環境学習を位置づけ、小学校での「びわ湖フローティングスクール『湖の子』」「森林環境学習『やまのこ』」「育て、食する『たんぼのこ』」など、地域や学校の特色を生かし、地域の人々や企業、NPO等と連携しながら、体験活動を通じた環境教育に取り組むことで、持続可能な社会の実現に向けて主体的に行動できる人づくりを目指します。

## 5 信頼される学校をつくる

### (1) 地域に根ざし、開かれた学校をつくる

積極的に学校情報等の提供を行うとともに、学校評議員制度や学校評価（自己評価・学校関係者評価）により、学校の教育方針や活動について、地域住民等外部からの意見を聞くことを通じ、理解や協力を得ながら特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開するなど、学校運営の改善に取り組みます。

学校と地域を結ぶ推進体制を充実させるとともに、学校施設の開放や学習の機会の提供等を通して、学校と地域がともに支え合い、発展し合う関係を深めます。

### (2) 安全・安心な学校をつくる

学校施設の耐震化やアスベスト対策、不審者の侵入防止・警報設備等、安全で安心な教育施設の整備を進めます。

### (3) 学校・通学路の安全確保

学校や通学路において幼児、児童および生徒に対する不審者からの犯罪を防止するため、スクールガード（学校安全ボランティア）の養成や活動支援を行うなど、家庭や地域、企業等と連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全を見守る安全・安心な学校づくりに努めます。

### (4) 安全教育の充実

子どもたちが、事件や事故の被害に遭わないための知識の習得をはじめ様々な危険の予測をし、回避ができる能力を育成するため、安全教育の充実を図ります。学校においては、危機管理マニュアルおよび「通学路等における児童等の安全確保に関する指針」の徹底に取り組み、教職員一人ひとりの危機管理意識の高揚を図ります。

### (5) 就学支援の充実

経済的理由によって高等学校で学ぶことが困難な生徒のため、奨学資金の貸付等の修学支援の充実を図ります。

### (6) 私立学校への支援の充実

保護者負担の軽減や学校運営の支援などにより、公教育の一翼を担う私学教育を振興します。

## 6 教育力を高める

滋賀の教育を支える中心となる教員の資質・能力の向上は、日々の教育活動を支える不易の取組であり、不断の努力が求められます。教員個々人の教育力を向上させ、学校の組織としての力を高めて子どもたちへの教育に当たります。

### (1) 教師の実践力の向上

教育効果を一層高めるため、教員の授業力や多様な教育課題に対処する力の向上をめざした研修を実施します。なお、教職員の職務や経験に応じた研修を体系的に実施するほか、感性に訴える教材やプログラムの開発など、効果的な研修の実施に努めます。

### (2) 人事評価制度の導入

教職員一人ひとりの努力や実績を適正に評価し、教職員の意欲の向上に結びつける新しい人事評価制度の早期導入に努めます。

### (3) 優秀な人材の確保

教員を志望する大学生等を対象に「滋賀の教師塾」を開設するなど、優秀な人材の確保に努めます。

### (4) 教職員の適正な配置

教員が子どもたちと向き合う時間を確保し、子どもたち一人ひとりの個性や能力に応じた教育をきめ細かに行えるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、学校の組織運営および指導体制の充実を図るため、副校長等の新しい職の配置について、引き続き検討を進めます。

### (5) 教職員の健康管理

教員が心身の健康とゆとりを持って子どもたちと向き合えるよう、健康管理に努めるとともに、特にメンタルヘルス対策の総合的体系的な取組を進めます。

## 2. 社会全体で子どもの育ちを支える

「家庭教育はすべての教育の原点」との認識のもと、家庭や地域の教育力の向上を図るとともに、学校、家庭、地域、企業等がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して、社会全体で子どもの育ちを支えあう環境づくりを進めます。

### (1) 子どもを安心して育てることのできる環境づくり

すべての子育て家庭を対象とした子育て支援サービスの推進、多様で良質な保育サービスの提供や子育てに伴う経済的負担の軽減など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます。

### (2) 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもの人権を保障していく取組や、非行防止、立ち直り支援など、子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

### (3) 家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくり

県民意識の醸成や、地域の人々、各種団体、公民館、企業などが連携した取組など、家庭教育や子育てをみんなで応援する社会づくりを進めます。

また、企業や事業所等で、家庭教育について学ぶ機会や子どもの職場体験の場の提供、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに向けた取組等が展開されるよう取り組みます。

知識や経験を子どもの教育に生かしたいという意欲を持つ地域の人や企業、団体、NPOが、学校や地域で活躍できるしくみづくりを推進します。

### (4) 子ども読書活動の推進

読書活動は、子どもが感性や想像力等を豊かにし、生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであり、学校や家庭、地域において子どもが自主的に読書活動を行うことができる取組を推進します。

### (5) 子どもの体験活動の推進

学校や地域において、体験を通じてたくましく生きる力を育めるよう、人、社会、自然、文化などの幅広い体験活動ができる仕組みづくりや体験活動の充実に向けた環境整備を進めます。

### 3.生涯学習社会づくり

#### (1) 学習環境の整備と活動支援

県民の多様な学習ニーズにこたえるため、滋賀県学習情報提供システムや学習情報誌を充実させるとともに、学習相談、視聴覚教材の貸出、県内の図書館ネットワークの充実等、県民の生涯学習支援に努めます。

また、団体、NPO、学校、大学、企業等との連携・協力により、図書館、公民館等の社会教育施設が、だれもが活用しやすい学びの拠点となり、人びとの積極的な活動が図られるよう支援していきます。

#### (2) 社会の課題についての県民意識の醸成

各種学習機会の充実などにより、消費者教育や防災・防犯、交通安全などよりよく生活するために必要な知識や情報を県民に提供するとともに、環境、人権、多文化共生、平和など社会の課題についての県民の学びを支援します。また、学びを主体的な取組につなげられるよう、リーダーの育成を図ります。

#### (3) 地域共生のしくみづくり

年齢や性別、障害の有無や国籍などにかかわらず、県民一人ひとりが、国際社会の一員として、地域の中で自己を確立し、発信し、主体的に行動できるよう、相互に理解し受容する共生社会のしくみをつくるため、地域で活躍する人材の育成や社会貢献活動の促進を行います。

#### (4) 健康づくりと生涯スポーツの振興

県民の豊かなスポーツライフの実現に向け、健康で明るく活力に満ちた生涯スポーツ社会の実現を目指します。

そのため『だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも』スポーツを楽しむことができる環境づくりや施設の整備を推進します。

#### (5) 高等教育機関の充実と活用

県立大学をはじめとする県内の高等教育機関の持つ知的資源などを活かし、県民に対する生涯学習機会の提供や産業における課題解決、地域づくり支援などを推進します。

#### (6) 地域の歴史文化資産に親しむ機会の充実

国宝・重要文化財の保有件数が全国4位であり、多くの文化財が地域に点在するといった滋賀の特性を活かした個性ある博物館運営を行うことにより、学習や憩いの場とするとともに、建造物修理や埋蔵文化財発掘等の現場説明会を実施するなど、本県の歴史文化資産に親しむ機会を充実し、教育分野での積極的な活用を図ります。



## 滋賀県教育振興基本計画策定委員会 第1回会議 議事概要

日 時

平成20年6月13日(金) 13:30 - 16:45

場 所

滋賀県公館 ゲストルーム

出席者

出席委員：秋山元秀委員、山中康裕委員、谷口久美子委員、宇野一枝委員、  
辻 淳夫委員、荻田久籌委員、小巻おさみ委員、森岡優子委員、  
細川英子委員、文室淑美委員、高田利江子委員、寺村銀一郎委員、  
宇野正信委員、山田義和委員、北村美栄子委員、藤丸厚史委員  
(欠席委員：吉見静子委員、岩崎洋子委員、護法良憲委員)

教委関係者：末松教育長、福井教育次長、寺田教育次長、西村管理監、  
北村学校教育課長、関生涯学習課長

事務局：梅村教育総務課長、中村教育企画室長、猪田教育総務課企画員、  
(教育総務課) 高木教育企画室長補佐、笹山主査(教育企画室)、吉田主任主事(教育企画室)

傍 聴：5名

内 容

開 会

### 1 委員の委嘱について

各委員に委嘱状渡し。任期は平成20年6月13日から平成21年6月12日までの1年間。

### 2 あいさつ

末松史彦教育長からあいさつ

### 3 会議の公開等について

事務局より「滋賀県教育振興基本計画策定委員会会議 公開方針(案)」および「傍聴要領(案)」について資料に基づき説明の後、公開方針(案)および傍聴要領(案)について、原案どおり異議なく承認された。

### 4 自己紹介・活動紹介

各委員から順に自己紹介および活動の紹介を行った。

### 5 委員長の選出・副委員長の指名について

設置要綱第4条に基づき、委員長の選出、副委員長の指名が行われた。

委員全員一致で秋山委員を委員長に選出した後、秋山委員長が谷口委員を副委員長に指名した。

- 6 諮問について  
末松教育長が秋山委員長に諮問文を手交。

- 休憩 14:16 ~ 14:30 -

- 7 【説明】政府の計画（案）の概要と滋賀県教育振興基本計画策定の手順について  
事務局より政府の計画（案）の概要と滋賀県教育振興基本計画の策定の手順について資料に基づき説明。

- 8 【意見交換】教育をめぐる現状・課題について  
事務局より現在の滋賀県の施策について、「平成20年度教育行政重点施策」に基づき説明した後、委員間で「教育をめぐる現状・課題」について意見交換。

## 【主な意見】

### 計画の策定について

滋賀県らしい計画にしなければいけない。中央教育審議会の答申をそのまま滋賀県に置き換えて作ったのでは意味がない。

滋賀県が固有に抱えている問題を全体の中にどう位置づけていくのか、滋賀県らしさをどのように我々が理解していくのかが課題。

滋賀県がもつ特性、母なる湖・琵琶湖、滋賀の自然環境が大きなツールになる。

本委員会の任期は1年間だが、目標到達度を測ったり、改善したりということを考えると、任期を5年にすべき。

この策定委員会は計画を策定することが使命。できあがった計画の進行管理をどういう形でやるかは今後検討。策定された計画を監視するのは議会の役割でもある。

問題が余りにも大きすぎ、広すぎる。これをどう具体化していくか、どういうところに焦点を絞っていくか。

この1年間で膨大なことを本当にできるのかと不安に思っている。

### 子どもを取りまく環境について

秋葉原事件のような事件が起こるのは、情報革命によって人間の意識構造が変わってしまったから。家庭でパソコンが使われるようになった時期と重なる。

社会の変化が子どもたちにどう影響しているか、今後策定委員会で考えていくべき。

### 「生きる力」について

人間力、社会力、文化力を高めていくことが、社会規範を確立することにつながる。人間形成への意図的な営みを、個としての人間形成、他者との関係における人間形成、社会の中での人間形成と仕分けすると、

個としての人間形成.....基本的な礼儀を身につけること。

他者との関係における人間形成.....「聞く、話す、読む、書く」ということ。

社会の中での人間形成.....ふるさと教育の実践。

校外学習などで、安易にバスを使わずに、歩かせた方がいい。そうすると途中でつらくてもみんなが歩いているからついて行こうとがんばるだろう。

「生きる力」は、学ぶ「意欲」だと思う。努力することが苦にならない、何とかして頑張ろうという意欲。コツコツした努力は、小学校の低学年のうちから大事。

自主的な部分も協同的な部分も集団生活の中で発揮されなければならない。

やりなさいと指示されてやっているだけでは駄目。

「生きる力」は、自分が問題に気づいて、「どうしたらいいかなー」と考える力。そういう主体的な動きが今の子どもは弱くなっている。

「生きる力」は、まず自分で作って食べること。中学三年生までに自分で献立をたてて、料理して、食べるということが全部できるように。あと、しゃべる力と判断する力の3つの力をはぐくむことが「生きる力」を育てることになる。

「寝る」も「生きる力」だ。

高校で付ける「生きる力」は、技術能力を常に自分で更新できるようにすることである。子どもたちが生きていく上で何らかのプラスになるように指導しなければならない。

「必然性がないと学ばない」ということだ。子どもたちにいかに必然性を感じさせるかが大事。必要だと思ったら学ぶはず。

子どもたち自身の自己肯定感、つまり自分は生きていていいんだ、このままでいいんだ、あなたはあなたのままでOKだよということを、しっかり根底のところでも実感できている子どもたちがどれだけいるのか。自己肯定感をどう育てるのか、しつけとか教育とかありますが、私は私でいいというしっかりしたものをどこで培っていくのが大事だ。

遊びの中では子どもたちは昔と変わっていない。創造性をどんどん発揮し、下の子の面倒もちゃんと見られて、集中力も持続力もある。地域や家庭の生活の中で培ってきた力が、学力と結びついていくはず。どのように子どもたちに時間と場所を確保させるかが課題。

#### 子どもたちの（自然）体験について

子どもがキレるのは、自然との接触がキレているということ。見る自然でなく、自然に触れる、体験することを計画に盛り込むべき。

滋賀県は豊かな自然を持つが、体に刻み込まれるような体験を子どもたちがどれだけしているかとなると、むしろ少ないというデータもある。

フローティングスクールだけで自然が分かる訳ではない。体験学習がいいのか悪いのかという評価もこの10年ほど受けてない。自然体験に関して滋賀県独自の方法論を考えるべきである。

自然と親しむといいながら、保護者は施設の整備を求めたりしている。

幼稚園では、体丸ごとで体験することが大事。また、親に返していくことを意識して、親子でスタートから一緒に積み上げていくように働きかけている。

田舎に住んでいる子どもたちでさえ、自然体験ができていない。

農村部・山村部でも学校で体験学習をしなければならないのでは、学校が大変だ。

#### 総合的な学習の時間について

小学校の総合的な学習の時間は、有意義に使われている。中学校はなかなか難しいのでは？

中学校の5日間職場体験は、総合的な学習の時間があるからこそできる。あの実地体験は中学生にとってすごく大事で、コミュニケーション能力が伸びる子もいる。

#### 日本語教育について

人間力、社会力、文化力の根源は、美しい日本語にある。

国委託事業の小学校での英語教育は絶対しなくてはいけないのか。英語力より美しい日本語を身につける方が先決。

企業が最終的に求めるのは、「コミュニケーション能力」で、学校生活の中でも、お互いのコミュニケーション能力が低いために、うまくいっていないということが多々ある。「話す 聞く」をもっと学校教育に取り入れてほしい。

#### 関係者の連携について

学校、地域、家庭さらに企業の4者の相互連携が特に大きな視点となる。

学校を中心としながら、学校と連携をしながら、地域も家庭もすべてが教育についての施策を計画的に進めていけるような計画を策定しなければならない。

#### 親の関わりについて

大事と思ってもらえるよう、親の意識にどう届かせるかが課題だ。

教科指導以外にいろんなことをやりたいと思っても、それを保護者にどのように理解していただくか、特に私学は悩んでいる。

#### 教員の資質向上について

教育の成果は、教員の資質に左右される。教員の資質を向上させるには、集合研修より、子どもと向き合って子どもから学んでいく、現場で学ぶ、場数を踏む、これが大事。現場で分からないこと、苦労したことをどう自分で解決するのか、という資質を向上すべきで、無駄な研修にお金や時間をかけている場合ではない。

研修は必要。初任者研修は絶対必要で、3年研、6年研、10年研とまめにやらないと意味がない。

先生の研修は非常に大事。私学はその点どうしたらいいんだろうかというのが悩み。

研修をつまらないと感じるのは、教師が必然性を感じていないから、大事なことを教えてもらっているにもかかわらず、くみ取れていない。与えられた中から、何を学び取るのかは、教師の課題だ。

大学の教職課程で手話を教えるとか、特別支援教育に興味のある人は即戦力になるよう先に学べるようにしてはどうか。

特別支援に関して勉強したり、特別支援の免許を取ろうという学生は以前に比べてものすごく増えている。

大学で学んでも、使わないと忘れてしまう。

今の先生は学力、知識はあっても、体験が少なく、防衛体力、精神的な力がついていないように思う。

文部科学省の統計を見ても、精神的な問題で休んでいる先生がどんどん増えている。

#### 教員の配置について

先生方は、熱意があっても専門性がなかったりということがある。特別支援教育の専門性の高い先生を異動させるのはやめてほしい。

保護者としては、即戦力を求める。

最初からできないのは当たり前で、どんな専門性もできないところから作っていくもの。初めてだからできないということではない。

## 9 その他

閉 会

# 滋賀県教育振興基本計画策定委員会 第1回会議 議事録

日 時

平成20年6月13日(金) 13:30 - 16:45

場 所

滋賀県公館 ゲストルーム

出席者

出席委員：秋山元秀委員、山中康裕委員、谷口久美子委員、宇野一枝委員、  
辻 淳夫委員、荻田久篤委員、小巻おさみ委員、森岡優子委員、  
細川英子委員、文室淑美委員、高田利江子委員、寺村銀一郎委員、  
宇野正信委員、山田義和委員、北村美栄子委員、藤丸厚史委員  
(欠席委員：吉見静子委員、岩崎洋子委員、護法良憲委員)  
教委関係者：末松教育長、福井教育次長、寺田教育次長、西村管理監、  
北村学校教育課長、関生涯学習課長  
事務局：梅村教育総務課長、中村教育企画室長、猪田教育総務課企画員、  
(教育総務課) 高木教育企画室長補佐、笹山主査(教育企画室)、吉田主任主事(教育企画室)

傍 聴：5名

内 容

開 会

## 1 委員の委嘱について

事務局：それでは、まず、本日の次第(1)「委員の委嘱について」でございます。皆さま方に委員に御就任いただくに当たり、本来ならば、知事から直接委嘱状をお渡しさせていただくべきであります。時間の都合もあり、既に机の上に置かせていただいております。御了承いただきたいと思います。なお、委員の任期は、委嘱状に書いてありますとおり、本日平成20年6月13日から平成21年6月12日までの1年間でございます。どうぞよろしくお願いたします。

## 2 あいさつ

教育長：教育長の末松でございます。本来ならば、嘉田知事が出席してごあいさつすべきところでございますが、公務の都合で出席ができませんので、私からごあいさつを申し上げます。

委員の皆さまには、御多用にもかかわらず、滋賀県教育振興基本計画策定委員会の委員就任に御快諾いただき、また、本日御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県教育の振興のため、格別の御理解と御協力を頂いている

ことに対しまして、重ねて厚くお礼申し上げます。

さて、このたび皆さまに審議をお願いいたします「滋賀県教育振興基本計画」は、平成18年12月に改正された教育基本法に基づいて策定するものでございます。

戦後60年あまりの間、本県では、様々な教育課題に対応するため、取組を進めてまいりました。その中には、「不易」の取組として、変わらず守り続けていくものもあれば、逆に、時代の要請に応じて形を変えていくべきものもでございます。

さらに今、時代の転換期を迎え、教育をめぐる状況は大きく変化し、特に子どもたちの心の成長に、新たな課題が生じておりますことは御承知のとおりでございます。

多様化する教育課題に対応するためには、教育の振興に関する施策を、より総合的かつ計画的に推進する必要があります。また、教育行政を預かる者として、新しい時代に向けた本県教育行政の取組を、県民の皆さんに明らかにしていくべきと考えます。

こういったことから、「滋賀県教育振興基本計画」の策定に取り組もうとするものでありますが、ひとことに教育と申しましても、学校教育にとどまらず、家庭や地域における教育も含まれ、また、生涯を通じての生涯学習やスポーツの分野、また環境分野など、それぞれに及んでいきます。このように、教育を包括的に幅広く取り扱う計画を策定いたしますのは、本県において、初めての経験でございます。

本委員会は、本県教育の基本方向について総合的に御審議いただく場として、様々な分野から知識と経験の豊富な皆さま方にお集まりいただきました。

本日は、事務局から国の計画策定の状況や、滋賀県計画の策定手順、現在教育委員会において取り組んでいる主要な課題等について御報告申し上げ、その後、教育をめぐる現状と課題について、御経験を基に、委員の皆さまから忌たんのない御意見を頂きたいと考えています。

今後、限られた検討期間ではありますが、この策定委員会での意見を十分に反映し、充実した教育振興基本計画の策定に取り組む所存でございます。どうぞよろしく御審議の程お願い申し上げまして、開会のごあいさつといたします。

### 3 会議の公開等について

#### 配付資料の確認

事務局より「滋賀県教育振興基本計画策定委員会会議 公開方針（案）」および「傍聴要領（案）」について資料に基づき説明

#### （説明概要）

資料1 P3～P6

- ・ 本県では、議論の過程を県民の方々に広く知って頂くべきとの考えから、平成12年度以降、「附属機関等の会議の公開に関する指針」により、附属機関等の会議については、原則として公開としており、この指針に従い、本策定委員会の「公開方針」および「傍聴要領」の案を作成した。
- ・ 「公開方針（案）」の「第2」で、「委員会の会議は、原則として公開するものとする。」としており、例外的に非公開とすることができる場合として、「滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項を審議する場合」（資料1P5参照）および「会議を公開することにより構成かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれがあると認められる場合」に限定している。

- ・ 非公開とすべき事項であるかの判断は、委員長が行う。
- ・ 会議の開催について、1週間前までに県機関での掲示やホームページへの掲載、報道機関への資料提供により周知に努めることとしている。
- ・ 傍聴者の定員は10名だが、会場の都合により人数を制限することもある。
- ・ 会議結果について議事録を作成し、「県民情報室に送付して閲覧に供する」こと、および「必要に応じ報道機関への資料提供、県のホームページへの掲載による情報提供に努める」としている。
- ・ 「傍聴要領(案)」は、会議を公開で行う場合の傍聴の手続および傍聴者が遵守すべき事項を記したものの。
- ・ 会議開会時刻の20分前の時点で、傍聴希望者が定員を超えている場合は、抽選により、超えていない場合は、会議の開会時間まで先着順で傍聴を許可する。
- ・ 静かに傍聴し拍手等行わないこと、また、飲食、喫煙、写真撮影、録画、録音等や、その他会議の支障となる行為は禁止している。

質疑なし。公開方針(案)および傍聴要領(案)について、原案どおり異議なく承認された。

傍聴希望者 5名入場

#### 4 自己紹介・活動紹介

資料 1 P2

事務局より委員について委員名簿に基づき紹介した後、各委員から順に自己紹介および活動の紹介を行った。

委員：この3月まで滋賀大学の教育学部に所属していましたが、4月から本部の理事・副学長となり、彦根キャンパスに通っています。

教育学部は教員養成の学部ですので、県教育委員会と連携事業を行ったり、県下で教育フォーラムを開催したりしてきました。

今、教育は最大の課題の一つではないかと思いますが、教育振興基本計画を策定することを契機に、教育の問題、特に滋賀県が抱える教育の問題がどんなものなのか、それに対してどういった計画が必要なのかを考えるよい機会にしたいと思っています。

委員：名簿には教育学と書いてありますが、2005年に25年間勤めた京都大学を定年退官したときに、教育学部に所属して、教育学部長であったことからこう書いてあるのだと思います。本職は、名古屋時代は精神科医で、その後、25年間、亡くなられた河合隼雄文化庁長官の元で助教授を12年、その後教授を13年勤め、臨床心理学を教えていました。

今は、「カウンセラー」を自称しています。世界の川、日本の川、滋賀県ですと安曇川とか野洲川とか姉川とか、琵琶湖に注ぐ河川が300あります。琵琶湖から出るのは瀬田川だけですが、河川にかかわる生態系と子どもたちをどう結びつけるかという仕事にまい進しています。今回嘉田知事から直接御指名いただきまして、私でお役に立つことならとお受けしました。

委員：知的障害者施設の職員として福祉の仕事をし、その傍らNPO法人の代表をし

ています。

一昨年から県社会教育委員を務め、2年間かかって今日の資料にあります「家庭と地域の教育力について」の答申をまとめました。

NPO法人CASNの活動の中で、様々な子どもたちに出会ってきました。いろんな遊びの企画のほか、子ども専用電話を開設していて、そこで直接出会う子どもたちの様子から、今の社会状況についていろんなことを考えさせられます。私たちが感じてきたこと話しながら、皆さんと一緒に考えていきたいと思っています。

委員：現在は、滋賀県体育協会と滋賀県スポーツ振興審議会の副会長ですが、元は中学教師で、瀬田中学校の校長を最後に10年前に定年退職しました。

現職のころは、スポーツや体育、保健、健康面を中心に、教科のほかにクラブや部活動について実践を重ねてきました。中学校体育連盟には研究部があり、体育、健康に関する研究部長を務めてきました。その関係から体育協会にかかわっています。

また、退職してから9年間は天津市の教育相談センターにおり、市内の学校をまわって、先生方や保護者、子どもさん方の相談や、センター内での教育相談を受け持ったりしています。これらの経験を生かして計画づくりに参画したいと思えます。

委員：長らく滋賀銀行に勤めてきましたが退任し、現在関連会社であるレーク商事の社長を務めています。

また、滋賀経済同友会の役員を務め、2年前から代表幹事となり、近年は地方分権や、特に環境問題についての研究に尽力してきました。滋賀県当局とはエコ・エコノミープロジェクトを立ち上げて、現在推進しているところです。

滋賀経済同友会には7つの研究会がありますが、この2年間は教育問題研究会に力を入れて、教育問題について提言を出しました。

委員：豊郷町の教育長をしています。私の教えた子どもの、その子どもが今ちょうど親になっています。モンスターペアレントが問題になっていますが、子どもの教育だけでなく、親にも教育をしなければなりません。教育の振興のためには、親と子どもの教育を半々で取り組む必要があって、そのためには高齢者の意見も必要だろうということで参加させていただきました。

委員：私は、その親の代表で参加しています。昨年、第55回日本PTA全国大会の開催に当たり、関係の皆さまに御協力いただき、ありがとうございました。

昨年は大会の開催に向けて活動してきましたが、今年度は会長の大役をお受けすることになりました。

お祭り行事のためではなく、PTAとして、腰を据えて、事業の面、組織の面、いろんな面で見直しをしていかなければならないと緊張感と使命感があります。

ただの母親ですので、意見を述べるというよりは学ばせていただくということになるかもしれませんが、よろしくをお願いします。

委員：盲学校に40年間奉職した父をはじめ、父方の親族はすべて教員という一家で育ちました。自分自身も大学で教えています。

発達障害児を持つ母親として、仕事をしながら子育てに頑張っていきたいと、県

特別支援学校PTA連絡協議会の副会長を2年間務めています。現在、県特別支援学校PTA連絡協議会としましては、各校の要望を吸い上げて県へお願いしているという状況です。

委員：幼稚園は、幼児期の子どもたちが初めて出会う学校であるという文言があったり、義務教育の端末にあったのが、改正学校教育法でトップに位置づけられるなど、社会の中での大事な位置づけをされ、それを担う私たちは責任を感じています。

社会がめまぐるしく変化する中で、これからの教育のキーワードは「生きる力」。特に環境による教育が幼稚園では大切にされています。就学に向かう子どもたちの発達に応じた指導をするとともに、子育て、親育ちということで子育て支援も大切に頑張っていきたいと考えています。

委員：小学校教員として37年目に入りました。2千人のマンモス校から33名の極小規模校へ転籍し、また、新設校あり、廃校になった学校ありということでこれまで貴重な経験をさせていただきました。

高月町は、町民が1万人ほど、小学校4校、中学校1校、幼稚園1校という小さな町です。

一昨年度、昨年度と文部科学省の学校評価システム構築事業の委嘱を受けまして、地域の方、保護者の方、子どもたちの評価を得ながら、学校改善に努めてきました。

湖北は少子化が進み、高月町の小学校4校集めても児童100名前後です。そこで今後の新しい教育システムを構築するため、昨年度、学校教育将来構想懇話会で検討され答申が出されました。答申では1校5キャンパス構想ということで、今年度は、文部科学省の学力向上推進事業を受けて、1中学校と5小学校・園が力を合わせて授業改善に努め、また、1中学校4小学校が集まって、切磋琢磨できる適正規模の学習をしようということで取組を始めているところです。

小学校代表でもあり、また湖北の代表という思いで計画策定に取り組もうと考えています。

委員：中学校に女性校長が少ない中で今回の依頼があり、男女共同参画の視点も必要だろうということでお受けしました。

今年度、小学校から中学校へ転任いたしました。本校も不登校が多いので、基本計画にはそういう面を課題として入れられたらと考えています。

不登校を解消するには、コミュニケーション力が大事で、本校は、まず元気に笑顔であいさつすることをスローガンにしています。地域からあいさつのできる中学生だという評価も頂いていまして、生徒会活動の柱にもなっています。昨今の教育事情をまじえながら、中学校の学校現場の意見を述べながら、現場へ注文されることも受け止めつつ、よりよい計画づくりに参画したいと考えています。

委員：教師歴37年目になります。この間いろんな校種を経験しました。全日制、定時制、通信制すべて経験し、学科で経験していないのは農業科だけです。

現在は、八幡商業高校に勤めていますが、校舎はヴォーリズ建築でして、現在耐震工事中、9月には完了する予定です。

昭和13年に建てられましたが、当時の中等教育機関では、最初の鉄筋コンクリートの建物であり、基礎がしっかりしています。

現在、高校は教育の質の保証という問題を大学側から突きつけられています。それを県や高校がどうしていくかを考えなければならないと思っています。

委員：今年4月に聾話学校に赴任し、教員生活ではじめて聴覚障害児教育に携わることになりました。教員生活の多くは、知的障害の子どもたちの教育に携わってきました。地域ではNPOで障害のある人の支援活動をしています。

障害のある人が18歳以降どうしたら社会で当たり前で暮らしていけるのか、そのために保幼小中高、特別支援学校も含めて、学校で何ができるのか、何をすべきなのか、そういった観点で計画づくりに参加できたらと考えています。

委員：滋賀県私立中学高等学校連合会は、滋賀県の私学9校で構成する連合会です。私立学校にはそれぞれ建学の精神があり、伝統があり、それぞれの教育目標を持っていますが、滋賀県の私学教育の振興という立場は同じです。

昨年度までは滋賀女子高校といましたが、今年度から男女共学にし滋賀短期大学附属高校と校名を変えました。私自身は37年間県立学校の教員をしていました。私学から見た県立学校、また今の私学をどう考えるかについて、私学教育の立場で意見を述べたいと思います。

委員：中学生と小学生の2児の母親です。県内で就職し、出産退社してしばらく育児に専念していました。現在は、小学校の非常勤講師をしています。

今日は、4年生の算数の少人数指導に入っていました。授業の合間に子どもの気を引くため、「今日はコロコロコミックの発売日やね。」と言ったところ、ある勉強のできる女の子が「先生、私の家、全然マンガ買ってもらえない。『算数や国語のドリルは何冊でも買ってあげるけどマンガは絶対駄目。』って言われる。でもテストで90点以上を3回以上連続でとったらWiiを買ってもらえる。」と言っていました。

今の子どもたちって、そういうことで勉強しているのかなと思うことがたくさんあります。少しでも子どもたちの手助けとなるように、頑張りたいと思います。

委員：10数年来、県内外でユネスコの募金活動に携わったり、幼児教育で先生方の支援に携わったりしています。彫刻家としても活動しています。

数年前は琵琶湖博物館評議会委員をしていましたが、今後県が施策を考える中で、一人の県民の立場で意見を述べ、何らかの貢献ができれば、そして滋賀県の教育振興に携わりたいとの思いで公募委員に応募しました。

## 5 委員長の選出・副委員長の指名について

設置要綱第4条 資料1 P1 に基づき、委員長の選出、副委員長の指名が行われた。委員全員一致で秋山委員を委員長に選出。秋山委員長が谷口委員を副委員長に指名。

## 6 諮問について

資料1 P7~8

末松教育長が秋山委員長に諮問文を手交。

## 7 【説明】政府の計画（案）の概要と滋賀県教育振興基本計画策定の手順について

委員長：先ほど嘉田知事からの諮問文を頂きました。諮問文には、「滋賀県基本構想を上位計画として、教育分野に関する施策を総合的かつ体系的に構築する『滋賀県教育振興基本計画』を策定したいと考えています。この計画を基に、子どもたちの『生きる力』をはぐくみ、一人ひとりが能力を最大限に発揮して、幸せや豊かさを実感しながら、明日の滋賀を担う自立した社会人として成長できること、そして、生涯にわたって主体的に学び、学びの成果を自らの生活や仕事に生かすことによって、心豊かでいきいきと自立した人生を築いていく生涯学習社会の実現を目指して、具体的な取組を進めたいと考えております。」と説明がございます。

昨今、秋葉原の事件のような、これまでの常識では考えられない事件が起こるたびに、教育は一体どうなっているのかと問われ、若者を作り出す社会、若者がおかれている社会の実態をどうとらえるのかが話題になります。

そう簡単に答えが出る問題ではありませんが、そういった事態を踏まえながら、この滋賀県において教育はどうあるべきかという基本的なところを問い、かつ現実的に、具体的にどう対応できるか、一番難しいところですが、限られた時間で、この委員会の審議をできるだけ有効に進めていきたいと思っております。

副委員長、委員の皆さまの御協力を得てすばらしい計画を策定したいので、よろしく申し上げます。

事務局より政府の計画（案）の概要と滋賀県教育振興基本計画の策定の手順について資料に基づき説明

（説明概要）

資料 1 P9 ~ P18

- ・ 政府の計画は、まだ閣議決定に至っていない。
- ・ 資料 1 P12 ~ 14 は、今年 4 月の中央教育審議会答申の概要であり、手書きで書き加えている部分は、5 月 2 3 日に明らかになった文部科学省原案で修正された箇所です。
- ・ 文部科学省原案では、教育への公財政支出の拡充と確かな学力の保証のため 2 万 5 千人の教員の増員が追加された。
- ・ 滋賀県の計画は、今年度 1 年間で策定期間。
- ・ 計画期間は、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間。
- ・ 策定主体は滋賀県。県庁内の組織として、知事、教育長、警察本部長の合同訓令による推進本部を設置した。
- ・ 今後の策定スケジュールは、国の動向を見ながら日程調整する。2 月県議会に計画案を報告する予定。
- ・ 資料 1 P18 の構成（案）はあくまで例示したものであり、今後当委員会で議論していただきたい。

委員長：今の説明について、御質問等ありませんか。

委員：このような策定委員会は必要だと考えています。大抵おざなりなことがされ、おざなりにことが決められ、おざなりの進行がなされるのが普通ですが、私はそういうことは反対です。そういうことをしても意味がありません。金を使い、時間を使うだけです。私は自分の意見を述べますので、皆さんの御意見をお伺いしたい。

先ほど、委員長はいみじくも秋葉原事件のことをおっしゃいました。私もこの事件に触れようと思っていました。

第一の問題点は、「情報革命」だと考えています。第一次情報革命は、日本にNHKラジオの本放送が始まった大正15年、昭和元年のことです。テレビ放送が始まったのが1952年、昭和27年で、ちょうど25年で第二次情報革命が起こりました。

委員長がおっしゃったように「常識では考えられない事件」という言い方が最も当てはまったのが、1997年の酒鬼薔薇聖斗事件です。この事件の犯人は、精神医学的には全く正常な男の子です。6回の公判廷記録をすべて読み、雑誌に私の意見を発表しましたが、全く正常な意識の中で行われた事件でした。ただ、公判廷では、2つの点が問題になりました。1つ目は、被害者の首を学校の校門にさらしたこと、2つ目は、ビニールシートに落ちた血を二度にわたって飲んだということです。このことから精神異常ではないかと争われました。検事や判事は、はじめ彼を異常な男の子だと考えていました。彼の答えた内容に、私は震かんしました。自分が血を飲んだのは、殺された少年がとても清らかで汚れを知らない少年であって、ところが自分は汚れた心を持った人間なので、彼の血を飲んだら少しは汚れがとれるかもしれないと考えて飲んだと答えているのです。彼がうそをついているとは考えられません。

私は、人間の意識構造が変わってきたのだと判断しました。1997年に酒鬼薔薇聖斗は14歳でした。また、福岡県を出発して東京に向かうバスの運転手を脅したバスジャック事件が2000年にありましたが、この犯人が17歳。それから2006年に宇治の大学院生が小学5年生の女の子を殺害した事件がありましたが、これが23歳。そして今年2008年に秋葉原事件があり犯人は25歳。全部1983年生まれなんです。もちろん1983年に生まれた人がすべて異常だと言いたいわけではありません。

では、この1983年が一体どういう年なのかというと、この年からパソコンが家庭に入ってきました。それまでコンピュータは大会社や大学が使うだけでしたが、家庭に入り込んできて、世界のあらゆる情報を瞬時に個人がつかめるようになりました。ブログにしる携帯サイトにしる、「自殺したい人集まれ」といってみんなで集団で自殺するなんて考えられない事態が1983年を境に起こっています。これが第一テーゼです。

第二テーゼは、新聞などの活字での「キレた」という言葉が端的に表現していると思いますが、今の子どもたちに何が起きているのでしょうか。

特定の神経がキレたような物言いをされていますが、実際にそういうことはありません。何がキレたというのかというと、樹木とか川とか山とか海とか自然との接触がキレたというのが私の把握です。自然との接触がキレて、自然は見るものになってしまいました。見る自然と、触れる自然あるいは体験する自然は明らかに違います。幼稚園、小学校、中学校、高校の時代に、触れる自然、体験する自然をしなくなっていました。

カウンセラーとして川を見ますと、危険だから子どもたちが入らないようにする

ことが施策の中心になっています。子どもたちが自然に接触しようにも、市町村が接触しないようにしています。一人で行くのは危ないからやめようというのは正しいことです。しかし、いつの間にか川に触れることをすべて防いでしまっています。川は見てるだけ。海も見てるだけ。せいぜい年に1回海水浴に行くだけと、こういうことになります。

滋賀県は、昔「近つ淡海<sup>あわつみ</sup>」と呼ばれていました。都に近いところに淡海があるところという意味で、湖国、琵琶湖のある国という意味です。それが滋賀県の最大の特徴ですし、これを教育に生かさない手はないと思います。

何も水だけをとりあげると言っているわけではありませんが、自然と接触し体験する教育を計画に取り入れるべきです。自然との接触がキレてしまっているのをもう一度回復するべきだと思います。体から精神がキレて一人歩きしてしまって、全く存在していないものを頭の中で思い浮かべ、ゲームやコンピュータといったバーチャルリアリティの世界だけで自分の生活が完結してしまっています。これが大きな問題です。

私は、50年後、100年後のためにこの計画策定に参加しました。是非こういったことを必ず盛り込んで、滋賀県でしかできない、滋賀県だからこそできる計画を立ち上げて、率先してやっていただきたいと思います。

そして50年後に検証する人がいて、滋賀県出身の人たちは、他県の出身の人たちに比べて、変な事件やおかしなものにかかわる関与率が圧倒的に低いというデータを出してくれたら、非常にうれしいことです。

委員長：審議前に、子どもたちの精神についてイントロダクションを頂きました。御指摘のとおり、社会全体の変化を子どもたちがどう受け止めてきたのかという問題は、今後策定委員会で考えていく機会があると思います。

また、私も滋賀県らしい計画にしなければいけないと思っています。中央教育審議会の答申をそのまま滋賀県に置き換えて作ったのでは意味がありません。滋賀県が固有に抱えている問題を全体の中にどう位置づけていくのか、滋賀県らしさをどういう風に我々が理解していくのかが課題です。

滋賀県は豊かな自然を持ち、「環境」というキーワードは非常に重要な意味をもつのですが、子どもたちがどれだけ意識しているか、本当に体に刻み込まれるような体験をどれだけしているかとなりますと、むしろ少ないというデータもあるようです。

現実を示すデータをみなさんにお考えいただく材料にしていただければと思います。

## 8 【意見交換】教育をめぐる現状・課題について

事務局より現在の滋賀県の施策について、「平成20年度教育行政重点施策」に基づき説明

(説明概要)

資料 教育行政重点施策

- ・ 滋賀県の財政状況は厳しく、一般会計予算、教育委員会予算とも平成19年度と比べて平成20年度は削減されている。
- ・ 一般会計予算のうち教育委員会予算が25%を占める。1万3千人弱の教職員がおり、教育委員会予算の92~3%が人件費。事業のための予算は7~8%程度し

かない。

- ・ 滋賀県の園児児童生徒一人当たりの教育費は、幼稚園が全国3位、小学校が34位、中学校46位、特別支援学校28位、高校42位。おおむね低位にあり、見方によっては効率的な運営をしているといえる。
- ・ 生徒の在籍数は、公立高校83%、私立高校17%。全国と比較して公立に通う割合が高い。
- ・ 職業観を育成するためのキャリア教育で、中学生チャレンジウイーク事業を行い、全公立中学校100校が5日間の職場体験を行っている。
- ・ 就職後すぐ離職する割合が高いので、ジョブサポーターが卒業後もサポートする事業を行っている。また産業界と連携して職業観の育成に努めている。
- ・ 社会性をはぐくむ教育として、やまのこ、たんぼのこなど滋賀県の素材を使って自然に親しむ環境教育を重点的に行っている。フローティングスクールは25年を超え、これまで40万人の子どもたちが乗船した。一方で自然と触れる経験が全国に比して少ないというデータもある。
- ・ 心を支える教育の推進ということで、スクールカウンセラーなどが対応している。いじめは件数は、データ上全国に比して少ない。
- ・ 不登校児童生徒の在籍率は、全国に比して多い。
- ・ 平成21年度に奈良県で高校総体が開催されるが、滋賀県はボートとアーチェリーの会場を受け持つ。
- ・ 発達障害児童生徒への指導力向上事業で教育巡回チームを学校へ派遣している。
- ・ 高校の校舎は、耐震化率60%ほど。
- ・ 地域に開かれた学校づくりとして、学校評議員制度や学校評価の導入、「地域の力を学校へ」推進事業、学校支援地域本部事業など。
- ・ スクールガードに2万5千人以上が登録。登下校時の安全対策に協力いただいている。
- ・ 家庭と地域の教育力の向上として、企業に家庭教育に協力するよう、家庭教育協力企業協定制度で呼びかけ、700社弱と協定を締結している。
- ・ 生涯学習支援では、生涯学習アカデミー事業、淡海生涯カレッジ事業など。学んだ成果を地域で生かしていただけるように。
- ・ 今年度から図書館休館日を増やした。一方で児童書を全種類購入するという取組は維持している。県内の図書館とのネットワークを進めるなど工夫している。
- ・ 人権教育もまだまだ取組を進める必要があると考えている。
- ・ 今年秋に全国スポーツ・レクリエーション祭を滋賀県で開催する。
- ・ 県民総合スポーツ大会、びわこ毎日マラソンなどは、より一般県民が参加しやすい工夫を進めている。男女駅伝は昨年で終了した。
- ・ 文化財について、修理の補助金がなかなか支出できないが、明王院、石山寺などの修理を行っている。文化遺産を県民の皆さんに見ていただけるよう「近江水の宝調査活用事業」を実施する。
- ・ **資料2** 教育をめぐる現状・課題についての各種データを掲載しているので、ご覧いただきたい

委員長：滋賀県の教育行政について網羅的に説明いただきましたが、そこにどういう問題が潜んでいるのかということについては、これからデータも背景におきながら御説明いただくことになろうかと思えます。

ところで、滋賀経済同友会がこの1月にお出しになった「今日の教育問題に対す

る実践的提言」という資料を本日配付していただいています。教育に関する様々な分析であるとか提言は、いろんなどころから出ていますが、広い御意見を受け止めながら、計画づくりをしていきたいと思っています。この提言の作成に当たっては、滋賀経済同友会の代表幹事として、委員が中心的な役割を担われたと聞いております。経済界というよりも実際の社会から教育についてどのようにお考えになっているのかが端的にまとめられているのではないかと思います。この提言にそって答申を作るわけではありませんが、一つの考え方として御披露いただきたいと思えます。

委員：報告の前に、先ほど委員がおっしゃった秋葉原事件についてですが、私自身は、いかなる時代背景であれ責任を転嫁することはできない 99.99%許されない残虐な事件であると考えています。もし仮に、0.01%要因があるとすれば、いわゆる雇用の問題であるとか、働く場所としての地方の問題、そういうものが教育との関わりでどうか、といったごくごく微少な関わり、問題点があるかもしれないとは思いますが。しかし、委員がおっしゃるように、地域独自の教育指針をつくる、というのは全く同感です。

滋賀経済同友会では、教育についての研究会を立ち上げていますが、平成13年からは「新しい時代における教育問題」ということで、教育の機会均等・中立、家庭・社会教育を中心に研究をすすめてきました。

今日の歴史文明の構造化、情報の多様化等からしますと、教育ステークホルダー、すなわち学校、地域、家庭さらに企業の4者の相互連携が特に大きな視点となります。同時に、滋賀県がもつ特性、母なる湖・琵琶湖、滋賀の自然環境が大きなツールになると考えています。

さらに、平成14年には、地域内インターンシップ制度の充実、起業家養成講座の創設、地域ボランティア活動、体験学習、琵琶湖の清掃等々、多面的に取り組んできました。

改正教育基本法がスタートしましたが、日本人の道徳心、自律心、公共心のかん養を図るということは、教育再生会議でも言われていました。私どもは、「教育とは、一定の体系のもとで行われる人間形成への意図的な営みである」と考えて、「持続可能な社会と未来」の実現のための環境問題への取組を基軸に、平成16年度から滋賀CSR大賞を設けました。

子どもから大人まで、人間力、社会力、文化力を高めていく、これがひいては社会規範の確立に大きく寄与すると思えます。

企業人として、教育に対する基本的な姿勢を明確にするとともに、実践的な提言をすることに意味があると思っています。プロセスとしては、人間形成への意図的な営みを、個としての人間形成、他者との関係における人間形成、社会の中での人間形成と仕分けしました。

個としての人間形成については、基本的な礼儀を身につけること。「はしたない」「みっともない」「もったいない」、こういう感覚をもう一度しっかりと、教育現場の中でやらなければなりません。

「はしたない」は自分に対して自分を律するもの、「みっともない」は他人に対して自分を律するもの、「もったいない」は社会に対して自分を律するもの。これが、命を大切にすること、人間としての尊厳を大切にすること、お互いに助け合うことにもなってくるわけです。

次に、他者との関係における人間形成については、「聞く、話す、読む、書く」

ということです。IT化の進展でこれらが断裂しており、教育現場の中で、地域の中で、家庭の中で、しっかりと教えていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、社会の中での人間形成は、ふるさと教育の実践にあります。ふるさとを大切に、ふるさとから知る教育が、学校、家庭、地域、企業が連携して、地域で子どもを育てることにつながります。複数の人間の集まりによる社会形成、約束事が、文明でなく文化と呼ばれるところにはあります。

さらに、美しい日本語を身につけることが大きな指針の一つになるでしょう。人間力、社会力、文化力の根源は、美しい日本語にあります。「聞く、話す、読む、書く」ための基礎的な力を育てることは、教育基本法がいう文化を愛してはぐくむということに通じるものですし、文化の再生ということになります。

社会的なかしこさとは、具体的には、大局的な発想、状況適合性、相対化の能力、内的世界の広がり、感情の抑制に備えることだと考えています。

社会全体で子どもを育てる健全な社会を作ることに子ども企業人がかかわっていくべきであって、要はいかに実践していくかです。滋賀経済同友会には320名の会員がいますが、具体的行動のモデルとして「教育のCSR診断評価シート」を提案をしています。この評価シートを使って実践にまい進していただきたいと考えています。

委員長：この提言は1月に出されましたが、具体的にはどういうところに対して出されたものですか。

委員：滋賀経済同友会の会員企業と全国の経済団体に対してです。全国的に関心を持っていただきました。

委員長：この提言に対しての御意見もあるかと思いますが、第1回会議ですので、問題を絞っての討議まではいけないと思います。今日のところは御説明を伺ったということにさせていただきます。

さて、先ほど自己紹介をしていただいたときに、それぞれの委員に教育に対する思いや、それぞれが体験されている事柄から今の教育はどうあるべきかというお考えがあるように伺いました。

そこで、今後の会議のため、お一人ずつこの会議に対する期待、方向付けをどのように考えておられるか、また、今の子どもたちの現状や、社会の状態や学校と家庭の問題とか、様々な局面、側面から御意見を頂きたいと思います。滋賀県の計画をどういうふうにしていくのか、御意見を頂くことによって今後の会議の参考にさせていただいてはどうかと思います。これは会議を進めるに当たっての最初の重要なステップになると思います。

委員：滋賀県の子は、自然と触れ合わない子が多いという話がありましたが、そのことは、琵琶湖博物館協議会でも話題に上っていました。

小学生、中学生でも琵琶湖の水をさわったことがないという子がいます。教職員の方の御意見を踏まえた上で、自然に触れるということを見直さなければいけないのではないかと考えています。フローティングスクールだけで自然が分かる訳ではありません。体験学習が良いのか悪いのかという評価も、この10年ほど受けてないのが現状です。実際に自然と触れあうということが、教育の中にない、あるいは少ないのではないかと考えています。

今回、自然体験に関して滋賀県独自の метод論を考へるべきではないでしょうか。県教育委員会では大変有意義な学習指導をやっておられますが、もう一つ踏み込んだ形で施策なり、具体的なものができればいいと思います。

委員長：今の御意見は気になります。小学校のカリキュラムの中ではいかがですか。

委員：自然体験学習では、やまのこ事業やうみのこ事業、以前には菜の花エコプロジェクトをやっていました。

私が勤めている地域は、本当に自然豊かで、田んぼもいっぱいあります。だから特別にたんぼのこ事業をやらなくても体験できるはずなのにできていません。体験事業ではじめて田んぼに入る子もいます。子どもたちは田舎に住んでいても自然体験ができていません。4年生のやまのこ学習を行ったときも、子どもたちが木などに触れて、こんなことも知らなかったと感激していました。

何かをしなければいけないと思っています。体験させることによって子どもたちも感じているものがありますが、取組の中でやりなさいと指示されてやっているだけでは駄目かなと思っています。

委員長：P T Aの立場から、親として子どもの自然とのふれ合いをどう思われますか。

委員：子どもには自然と触れあってほしいですし、触れなければと思っています。また、親子でぼーと琵琶湖を眺める、それだけでもいいかもしれません。親子で週に1回琵琶湖を眺めましょうという提言でもしようかなと思っているくらいです。

施策としてとか、教育のカリキュラムとしてあるかないかよりも、こういったことがきっかけで始まるのが大きいと思いますし、大事と思ってもらえるよう、親の意識にどう届かせるかが課題と考えています。

委員長：私は個人的に自然豊かで、滋賀県で最も風景の美しい所の一つだと思っていますが、木之本の奥に歴史的に有名な地域があって、その地域計画づくりの手伝いをしたことがあります。その時、親御さんたちに行政に何をしてほしいかと聞いたら、子どもたちが川で遊べるように施設を整備してほしいとおっしゃいました。なぜ整備する必要があるのですか、このままでいいじゃないですか、別に草ぼうぼうでもありませんし、きれいな河原があるわけです。階段を付ける必要もありませんし、そこに遊具をおく必要もありません。しかし、親の気持ちとしては、安全を考えて整備してほしいとおっしゃいます。自然のど真ん中にいてなぜ、という気持ちになった経験があります。

自然と親しむといいながら、自然そのものに対する受け止め方がちょっと違うような、それこそ文化なのか何なのか分からないものがありますね。このことはまたゆっくりといろんな方面から検討させていただきたいと思いますけれど。

委員：今のお話に関連して、教室で窓を開けて授業をしていますと、テントウムシとかいろんな虫が飛んでくるんですが、男の子が「先生、怖いから取って」って言うてくるんですね。自然と親しむというより、校外学習などで、安易にバスを使わずに、歩かせたらいいんじゃないかなと思うんです。そうすると途中でつらくてもみんなが歩いているからついて行こうとがんばるでしょう。

今、子どもたちに「生きる力」と言われているのですけれども、何が生きる力な

のかと考えますと、私はやっぱり、学ぶ「意欲」だと思うんですね。子どもたちが努力することが苦にならない、何とかして頑張ろうという意欲だと思うんです。

4年生の算数で筆算を教えていますと、できる子はトントントンとできるんですが、できない子は時間がかかりますので、追いつけプリントを渡しています。すると、お母さんに聞いて、おじいちゃんに聞いてまでやってくる子もいます。やっぱりそういうコツコツした努力は、小学校の低学年のうちから大事だと思います。

委員長：なるほど。ありがとうございます。「生きる力」というのは、国の一番大きなスローガンなんですよ。これは、学校ではどのように扱っているのでしょうか。

委員：本校には、「自主協同」という創立以来の校訓があります。自主的な部分も協同的な部分も集団生活の中で発揮されなければならないことで、子どもたちに自主性を求めたり、協同することを求めたり、機会あるごとに働きかけをしているんです。

本校の子どもたちはこうなさいという指示にはそのとおりできます。けれども、「生きる力」からいいますと、弱さがあります。先週、1年生は自然体験学習で飯ごう炊さんをしました。飯ごうといいますが350 ccのビールの空き缶に1合の米を入れて炊くのですが、そこで、ビールの缶の中に米を入れるだけのことにすぐ「やって」と頼る子が続出しました。

生活の中の器用さというか、体験そのものというのか、生活の実感がまだ身についていないんですね。体験活動をすると見えてきます。子どもたちには自主性を求めています、自分からという力がすごく弱くて、引っ込んでしまいます。「生きる力」は、自分が問題に気づいて、「どうしたらいいかなー」と考える力ですが、そういう主体的な動きが弱くなっていますので、それを解消しなければならないと考えています。滋賀県は自然も歴史も豊かですので、湖や山、川、古跡などにどんどん行ける力、学べる力を蓄えてほしいなと願っています。そういう方向が見いだせたらと思います。

委員長：今の「生きる力」というのは、幼稚園段階ではどうですか。

委員：体丸ごとで体験することが大事で、私たちの園では、栽培を通じて、子どもたちが学び、体験したことをつないでいく、そのプロセスを大事にしています。また、子どもだけではなく、今のお母さんも余り体験をしていませんので、親子同時体験を大事にしています。夏野菜を植えているんですけども、子どもたちに画一的にこれを植えようとするのではなく、ミニトマトとなすとピーマンのどれを植えるかを子どもたちが選択して植えます。去年あたりからは、親に返していくことを意識して、幼稚園は送り迎えがありますので、その機会もとらまえて、「さあ、どれを植えようか」と親子で相談して、スタートから一緒に積み上げていくように働きかけています。

委員：食育について文部科学省の資料があるんですが、食べることばかり言っているんですよ。栄養がどうだとか、給食で感謝しましょうとかね。作るということについて何も書いていません。内閣府食育推進室からの資料に初めて、「調理」が書いてありましたが。

生きる力は、まず自分で作って食べること。人という動物が生きていくためには、

食べなければなりません。食べるためには作らなければなりません。作ったのなら食材がどこで取れたものなのかも分かります。給食で、「これはどこで取れました。地産地消です。」とわざわざ言わなくても、自分のところで取れたものなら分かるでしょう。中学三年生までに自分で献立をたてて、料理して、食べるということが、全部できるようになっていることが必要です。親が弁当を作れないなら、自分で作りなさい。そうすれば、中学校を出て親の元を離れてどんな社会に出ても、自分で食事を作って食べて生きていくことができます。大学生になって親と離れて、その時初めて自分で作ろうという子は本当に少ない。買って食べているわけです。

前に「新しい学力観」（注：平成元年の学習指導要領で打ち出された学力観のこと。学習の動機づけや学習意欲の向上が中核に位置付けられた。）というのがありましたが、これは浸透しませんでした。平成8年には「生きる力」が出てきました。今度の新しい学習指導要領も「生きる力」についてこじつけてありますが、もっと簡単に、次元は低いかもしれませんが、「生きる力」は作って食べることから始めるべきです。

あと、もう二つ、しゃべる力。今、しゃべれない子が多い。それと判断する力。中学3年生で初めて自分の行く道を判断する時、親は「本人に任せます」と言いますが、それなら15年間に、その子が判断できるだけの子育てをしてきたかという、何もしていません。この3つの力をはぐくむことが「生きる力」を育てることだと思っています。

委員長：ありがとうございます。かなり本質的な部分で御意見を頂きました。前の斎藤教育長が「早寝・早起き・朝ごはん」をおっしゃっていましたが、生きる力は確かに「食べる」と、あと「寝る」もあると思います。十分寝ていないんですね。あれも生きる力の大きなところじゃないかなと思いますね。

委員：私学の場合、保護者はすぐに「これが大学進学に役立つんですか」と言います。説明会でも「どれだけ大学に行っていますか」「どんな学科に行っていますか」と、そこを保護者は問題にします。

本校は昨年度まで女子校でしたが、今の女子生徒は、小学校で何を学んできたのかと思うことがあります。例えば中庭で何かを作らせようと「君らにこの花壇を任せようよ。」と言っても、「何すんの。どうすんの」と返ってきます。「小学校でやってきたでしょう。種を蒔いてきたでしょう。理科の本に書いてあったでしょう」と言うのですが。

また、外で運動会をして障害物競走でもしたら、当然何かに引っかかってひっくり返ることもあるわけです。すると、けがをするような種目はするなと保護者から言われます。けがをしたらどうしてくれるんだと。そうすると私どものような私学は弱い。「考え直そうか。以前のように県立体育館で運動会しようか。」となってしまいます。

教科指導以外にいろんなことをやりたいと思っても、それを保護者の皆さんにどのように理解していただくか、本校だけでなく、ほかの私学も悩んでいるところです。でもそれでは生徒が集まらないという矛盾もあって…。

委員長：いま、先生方に困っていること、愚痴を言っておきますと、次から次へでできますね。今、保護者の立場からという意見がありましたけれど、どう思われますか。

委員：その前に、2つ質問があります。この委員会は任期が1年間ですよね。5年分の計画をこの1年で立てて、その後1年ごとに見直ししたりとか、目標到達度を測ったりとか、改善したりということを考えますと、任期は5年にすべきではないかと思うんです。1年間集まって、いろんな意見が出て、その成果や途中経過を全然チェックしなくていいのかと非常に疑問に思っています。

もう1つは、「平成20年度教育行政重点施策」を見ますと、国委託事業というのがあるんですが、これは絶対しなくてはいけないのですか。

ご存じの方もいらっしゃると思いますが、委員のおっしゃった事件に共通しての鑑定結果は、すべて広汎性発達障害なんです。今、世間で発達障害という言葉が認知されていますが、メディアの扱いもあって、発達障害というのは人を殺すんだと差別される現状があります。

文部科学省の発表では、子どもたち全体の6%が発達障害ですから、普通学級に2、3人はいるはずで、そういう子たちを含めて自然とのふれあいが、例えば「総合的な学習の時間」でできないのでしょうか。「総合的な学習の時間」ができたことによって、日本は学力が落ちたと言われてはいますが、私はこの委員会に参加することが決まってから、「総合的な学習の時間」について現役の小学校教師にリサーチしました。失敗例では、何をしてもいいかわからないから修学旅行で遊園地に行きました。若しくは、単純学習や計算練習をしてみました、というのがありました。成功例では、近くにある川をみんなで調べよう。1年間かけて、まず、どんな魚がいるのか。ちょっとずつどうなっているのか、問題点は何なのか、解決するにはどうすればいいのか。こういう学習を1年間続けて表彰された例もあります。

要は、教員の資質だと思います。教員の資質を向上するために、県がされていることが、指定研修による教職員の資質向上、新規採用教員の研修なんです。子どもと向き合って子どもから学んでいく、現場で学ぶ、場数を踏む、これが一番大事なんです。この一番大事なときに、子どもから離れて、自分のクラスの子の顔も覚えられないで、引っ張っていかれた先で受ける研修が、「大学で聞いたことと同じようなつまらない研修」と聞きました。委員長には大変申し訳ありませんが、大学の教育学部はこういうことを教えているんだと、非常に疑問に思います。教員は企業と違って、採用試験に受かったら即戦力でないと駄目なんです。ということは大学での教育内容は非常に大切ですし、採用された後、現場から引き離して、意味のない研修をさせるようでは現場は回りません。現場でわからないこと、苦労したことをどう自分で解決するのか、という資質を向上をしていただきませんか、無駄な研修にお金や時間をかけている場合ではないと思います。

また、先ほどの提言の中で、「聞く、話す、読む、書く」とありましたが、幼稚園から高校、大学までの教育課程の中で、読み書きは教えても「話す、聞く」を教えている授業があるのでしょうか。最近、小学校で取り組み始めたところが一部あるとは聞きました。「国語力」と書いてありますが、企業が最終的に求めるのは、「国語力」でなく「コミュニケーション能力」で、学校生活の中でも、お互いのコミュニケーション能力が低いために、うまくいっていないということが多々あると思います。うちの子がコミュニケーション能力が低い障害だということもありますが、「読み書き」でコミュニケーションをすることはなく、「話す聞く」でコミュニケーションすることが多いはずなので、「話す聞く」を学校教育に取り入れてほしいのです。

先ほど、国委託事業を絶対しなくちゃいけないのか尋ねたのは、小学校教育での英語なんです。委員がおっしゃったように、英語力より美しい日本語を身につける

方が先決です。英語で会話ができるようになったって、何を話すんですか。話す内容がないんです。

委員長：ちょっと待ってください。1つは事務局に伺うことなんですが、任期1年ということについては？

事務局：進行管理は必要だと思っています。計画の策定については、皆さんにお願いするのですが、できあがった後の進行管理をどういう形でやるかは、県で今後検討することになります。策定については、今年度1年でお願いしたい。

委員長：行政のやり方はそうだと思います。この委員会は策定することを使命としていて、それがどう実現されるかは別の形の評価なり検討がされるのだろうと思います。また、策定された計画を監視するのは議会の役割でもあります。それから…。

委員：小学校から英語教育を絶対しなくちゃいけないのですか。小学校からの英語教育は国の委託事業となっていますよね。

委員長：教育内容は委託事業というものではありません。学習指導要領で決められれば、絶対やらなくちゃいけません。それから総合的な学習の時間の在り方や教員養成について話がありましたが、個々の意見に基づいて良い悪いというのは問題があります。私も総合的な学習の時間で優れた実践をしておられる例をたくさん知っています。小学校の総合的な学習の時間は、結構有意義に使われていると総合的に評価しています。中学校はなかなか難しいですね。

事務局：英語教育以外にも、国の委託事業が幾つかありますが、いろんなケースがあります。県の事業に取り込めるものを取り込んでいます。つまり同じような事業をやると思ってても、県でなかなか予算が付かない、そういうものを国の予算を使ってやるということもありますし、是非滋賀県でやってほしいと受けているものもあります。

委員：職場体験はどの教科というわけではないですから、総合的な学習の時間を使わないと難しいのです。企業の協力の下、1週間という時間を使って体験できるのは、総合的な学習の時間があるおかげだと思います。あの実地体験は中学生にとってすごく大事で、コミュニケーション能力が伸びる子もいます。

委員：初任者研修も、先ほど言われたようなことばかりではないですよ。本当に初歩的なことから教えることがいっぱいあるんです。研修は必要ですよ。

委員：今は大分良くなっているんですか。

委員長：現場の先生は、研修なんかいやだという人が多いんです。だけど、初任者研修は絶対必要ですし、僕はむしろ、3年研、6年研、10年研とまめにやらないと意味がないと思っています。

委員：実に幼稚な教え方をしていますね。研修してだんだんと良くなってもらわなけ

ればなりません。

委員長：大学の立場から言いますと、4年間の教育を受けただけでいきなり教師になって、そんなに力があるはずがないんです。それをどう育てていくかは、教員養成学部と採用先の教育委員会との連携によると思います。教員の資質が大切というのは、まさにおっしゃるとおりで、日本の教育の一番の問題ですね。ここには校長先生の経験がある方もいらっしゃいますから、それは強く感じておられるんじゃないですか。それと、今の教員養成の問題というのは…。まあ、今日はやめましょう。

委員：うちの子の担任の先生方は、皆さん良い方なんです。熱意もあるんです。けれども、専門性がなかったりということがあります。例えば小学校の時、まだ検査の途中でしたので、もしかするとうちの子は発達障害かもしれないという状況の時に、先生に注意して見てくださいとお願いしたら、「発達障害って何ですか」という言葉が返ってきました。それくらい現場でご存じなかったりとか、対処の仕方が分からなかったりということを体験してきましたので、特別支援学校PTA連絡協議会としては、専門性のある先生を異動させるのはやめてほしいという思いがあります。手話のできる先生が知的障害の学校に行ったりして、聾話学校に手話のできない先生が来たら、どうやってコミュニケーションを取るんですか。そういったことは考えていただきたいなと思います。

委員：先生の研修は非常に大事です。研修の後をどう生かすか、どう考えるかは先生自身の問題です。滋賀県の研修はよいと思います。教員研修をわれわれ私学はどうしたらいいんだろうかというのが悩みです。研修は大事だと思います。

委員長：いろんな観点がありますのでまとめようがないんですが、時間もございませんので、今の意見も含めていかがですか。

委員：私が、学校と家庭で体験したことを2つ紹介して、意見を言いたいと思いますが、その前に、委員がおっしゃった中に正確でない部分がありますので、修正させていただきます。文部科学省が6%とっているのは、発達障害のある子が6%と言っているわけではありません。担任が見て、生活面であったり、学習面であったり、課題があると見た子どもが6.3%ということです。イコール発達障害というわけではありませんので、そこは修正させていただきたいと思います。

それから、私の体験の話ですが、私は32歳ごろから4年半、障害のある人と同居生活をしておりました。20歳代の知的な障害のある青年で、一番多いときで7人、うちの相方が世話人ということで、生活ホーム、現在でいうところのグループホームで同居していました。ホームでは夕食の準備を世話人がするんですね。そうすると彼らは食事はできていて当たり前、ご飯があるのが当たり前という感覚になってしまいました。そんな中で、お皿を洗ったり夕食の後始末をやらせてもらったのですが、うちの相方の仕事を手伝わされていると感じているようでした。自分が生活をする上で当然すべきことなのに、手伝わされていると感じているように思いましたので、ストライキを起こしまして、ご飯だけとりあえず炊いておいて、ご飯の時間に彼らだけ残して、子ども2人を連れて我が家4人は外に出してしまう。近くに住んでいる人に「あなたたちで、卵焼きでも作りなさい」と言ってもらおうよう頼んで。そうすると、彼らは卵焼きを作ること、みそ汁を作ることが必要だと感

じるようになりまして。そして自分から覚えようというふうに変わっていきまして。今、彼らはグループホームに住んでいるんですが、食材の宅配サービスを利用して、自分で作って食べています。昭和58年に同居生活をはじめましたから、もう20年以上たちますが、そのように変わりました。

また、彼らは字が読めませんので、買物に行ってシャンプーとリンスを間違えて買ってきたりします。するとこれは困ったということで、自発的に水曜日の夜は勉強会をしましょうということになりました。

学校の体験では、高等部の人たちにカレー作りを教える中で、最初に作り方を教えていて、お茶わんに何杯水を入れたらいいか、10杯入れたらちょうどいいんだというのを量って。教師はいなくなって生徒だけで調理しますと、できあがったカレーがしゃぶしゃぶだったんです。何倍水を入れたのかというと10杯と言います。どれで入れたか聞きますと、どんぶり鉢で入れてたんです。そこで初めて彼は、どんぶり鉢で量ったら駄目だと、量が違うというのを感じたんですね。

これらの話で言いたいのは、「必然性がないと学ばない」ということです。子どもたちにいかに必然性を感じさせるかです。必要だと思ったら学ぶと思います。例えば、どろんこ遊びを今は余りしないと思うんですけど、手を洗ったりきれいにするっていうのは、汚れて初めてきれいにするという行為につながるのであって、幾らきれいにしなさいと言っても、全然汚れていない状態で洗うのは、言われたから洗っているだけで、必然性がないんです。

強制的に作らざるを得ない環境においたら、自分でやるようになりまして。いかにして必然性を持たせるかがすごく大事なんじゃないかなと思います。私が、知的障害のある人たちとつきあう中で一番感じているのはそういったことです。先ほどの研修の話でも、つまらないと感じているのは、教師が必然性を感じていないからです。その研修で何を学ぶか、そこに必然性を感じていないから、大事なことを教えてもらっているにもかかわらず、くみ取れていないのかなあとと思います。与えられているその中から、何を学び取るのかは、教師の課題だと思います。

それから、専門性の話で手話の話が出ましたけれども、私はこの4月に初めて聴覚障害の学校に異動しまして、いま手話の勉強をしています。2か月であいさつなどいろんな話が手話でできるようになりました。転勤して初めて手話を覚えるというのは当然のことであって、最初からできないのは当たり前です。最初はだれでも初めて。どんなものでも初めての時が必ずあって、そこから育っていきます。専門性というのは、そこから作っていくものです。長くいればいいというものでは決してありません。長くおられる方は経験がありますが、初めてだからできないということではありません。

委員：保護者としては今なんです。今、子どもとコミュニケーションを取ってほしいんです。

委員：長年いる先生でもいなくなった時に新しい人が来るわけですから。その時点と何が違うのでしょうか。例えば30年間同じ所に勤務されても、退職されれば新しい方が来て、ゼロからスタートするわけですから。そこでのスタートと今のスタートと同じだと思います。どこかで必ず起こるんです。専門性を持つ人が100年いられるわけではないんです。それを私の子どもの時にはやめてというのは...

委員：これはほかの保護者からの意見です。そうなる前に教職課程の中で、手話を教

えるとか、興味のある人は先に学べるようにするとかできるのではないのでしょうか。

委員：その場にいないと幾ら勉強しても忘れてしまいます。使わないと忘れてしまいます。今、私はかなりの量を覚えましたが、これは要るから覚えたんです。どこかに異動したら、恐らく忘れてしまうでしょう。

委員長：教員を目指している学生で、特別支援に関して勉強したり、特別支援の免許を取ろうという学生は以前に比べて今ものすごく増えています。それは、事実ですね。

委員：こんなことを言っは悪いですが、農村部・山村部で体験学習を学校がしなければならぬのでしょうか。小学校、中学校の先生は大変だと思いますね。こんなことまで全部学校に持ってこられたらどれだけ大変か。委員が一般家庭にパソコンが入った年、という話をされましたが、学校も変わりました。子どもに向き合う時間でなくて、パソコンに向き合う時間が増えました。ただ、パソコンを使ってしなければならぬことがあって、今、それを取り上げるわけにもいきません。

高校で「生きる力」をどのように付けていくのかということ、本校は商業の専門高校ですから、本校で身につけた簿記なり、情報処理などといった技術は、常に自分で更新できるように、それがうちの高校で与えることのできる「生きる力」だろうと思っています。ただ残念なことに、それでもって就職して生きていけるかということとそうとも限りません。就職できない場合もあります。全国の傾向からすれば、商業高校でも専門的な知識で大学進学をして、税理士なり公認会計士といったスペシャリストを目指すことも求められるようになっていきます。子どもたちが生きていく上で何らかのプラスになるようしなければならぬと考えています。

委員：現役を退職してから、学校を回ったり、若い先生方の話を聞いたりしている中で、時代とともに変わってきていると思うことがあります。今の先生はお勉強はなさっています。学力、知識は持っておられるんですけども、自然体験などはできない現状の中で育てられます。私たちは戦争を体験し、戦後の大変な混乱の中を生きてきて、生きるためにいろんな事を体験しました。先ほど、田んぼに入らない子どもがいるとおっしゃいましたが、そういうことも必然的に体験してきました。私は中学校勤務がほとんどで、校長になって初めて小学校に行きましたが、その中で幼稚園との交流もあり、小学校に行き初めて小学校の先生の大変さが分かりました。中学校も生徒指導などで大変ですが、小学校にも違った意味で大変さがありました。

難関を突破して選ばれて教師になったにもかかわらず、学校で勉強を教える以外のことが非常に多くて、放課後は家庭訪問、その他にもいろいろあって、それで疲れてしまって、心の病気が増えてということになっています。今の先生方は、体験ができない中で育てられて、防衛体力といいますが、精神的な力がついていないように思います。皆さんの話を聞いている中で、自然の中での体験、工場など企業の中での体験、それ以前に、小さいときに、日光の中で、自然の中で、子ども同士でじゃれたり、遊んだりということができていないと思います。委員会でも県の施策の中にも反映できるよう、社会全体で、みんなでかかわることが大事だと思います。先ほどの滋賀経済同友会の報告の中にありましたが、横の連携、学校の縦の接続は、特に小学校2年間の勤務経験から、すごく大事なことだ感じています。中

学校の校長として戻ったときに、この経験が参考になって、いろいろさせていただきました。横の連携、縦の接続、これをこの委員会でやっていかなければと思います。

委員長：ありがとうございます。ちなみに文部科学省の統計を見ても、精神的な問題で休んでいる先生がどんどん増えていますね。子どもたちも社会のいろんなことにさらされていますが、先生たちも同じで、先生たちも病んでいるという実情を見ていく必要があるだろうと感じています。最後に、お願いします。

委員：これまで学校教育についての意見が多かったと思うのですが、今回私たちは、学校を中心としながら、学校と連携をしながら、地域も家庭もすべてが教育についての施策を計画的に進めていけるような計画を策定しなければならないと考えています。私はどちらかという学校よりも、家庭とか地域にいる子どもたちあるいは親御さんと接することが多くて、子どもたちからの直接電話を受けたり、子どもと一緒に遊んだりする中で、強く感じていることが2つあります。1つは、子どもたち自身の自己肯定感、つまり自分は生きていていいんだ、このままでいいんだ、あなたはあなたのままでOKだよということを、しっかり根底のところを実感できている子どもたちがどれだけいるのか、ということです。自己肯定感をどう育てるのか、しつけとか教育とかありますが、私は私でいいというしっかりしたものをどこで培っていくのが大事だと思います。もう1つは、遊びの中では子どもたちは昔と変わっていないということです。創造性をどんどん発揮しますし、下の子の面倒もちゃんと見られますし、集中力も持続力もありますし、遊びの中でいっぱいそういうところを見てきました。地域や家庭の生活の中で培ってきた力が、学力と結びついていくと思います。地域や家庭と連携しながら、どのように子どもたちに時間と場所を確保させるか、というあたりが課題かなと思っています。

ただ、この委員会でしなければならないことが見えないといえますか、漠然とは分かるんですけども、この1年間で膨大なことを本当にできるのかと不安に思っているところです。

委員長：うまくまとめたうえに、討論で触れられなかったことも補っていただきました。どうもこの審議会は、事務局泣かせになりそうですが、長時間にわたり、本音の御意見を出していただいて、第1回としては大変良かったのではないかと考えています。同時に、委員がおっしゃったように、問題が余りにも大きすぎる、広すぎる、これをどう具体化していくか。何でも書いてある方針というのでは、恐らく意味がないでしょうし、どういうところに焦点を絞っていくか、その辺を十分審議していただきたいと思います。時間が押してしまって申し訳ありませんが、最後に、その他、事務局の方で用意していただいたものはありますか。

## 9 その他

事務局：お手元に日程の調整の様式を配布しています。国の計画の策定状況もあり、未確定の部分もございますが、先々のところで日程の調整をさせていただきたいと思います。FAXで御返送ください。

それから、本日たくさん意見を頂いたのですが、お話しできなかったことで、事務局の方にお伝えいただけることがありましたら、また、御質問等ございましたら

対応させていただきたいと思いますので、配布しております様式で御連絡いただきますようお願いいたします。

最後に、福井教育次長からごあいさつさせていただきます。

教育次長：本日は熱心に御議論いただきまして、予定していました3時間ではとても足りないぐらい、各般について、中には核心にも触れようかという御意見を頂き、改めて気を引き締めて取り組まなければならないと感じているところです。

最後に副委員長がおっしゃったとおり、教育振興基本計画の守備範囲は、極めて間口が広うございますし、その項目のひとつひとつが、奥深く掘り下げていかなければならないものです。そうしませんと将来の本県の教育の指針となる、初めて作る計画が抽象論に陥りかねないという心配がございます。一方で、不易の部分は守りながらも、本県の特性をできる限り発揮しながら、この計画づくりを目指していきたいと考えております。

今後2回3回あるいは4回このような会議をお願いすることになりますが、私どもも精一杯委員の皆さんの御意見から勉強させていただき、できる限り計画の中に反映して、他府県に誇れるような計画を作っていきたいと考えております。どうぞよろしく御指導いただきますようお願い申し上げます。ごあいさつに代えさせていただきます。

委員長：どうもありがとうございました。十分御発言いただけなかった点は、次回にできるだけ時間を取ってお話しさせていただきたいと思います。どうもお疲れ様でした。

閉 会